

## 第2章 保存管理計画

### 第1節 保存管理の現状

#### 1 保存状況

保存管理の状況について、以下建造物ごとに記載する。

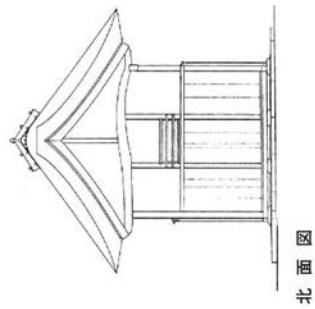
##### (1) 表門

- 表門については外部内部ともに、目立った腐朽等は確認されなかった。
- 門番が詰めたであろう小部屋の錠が壊れているため、錠を取替える必要がある。

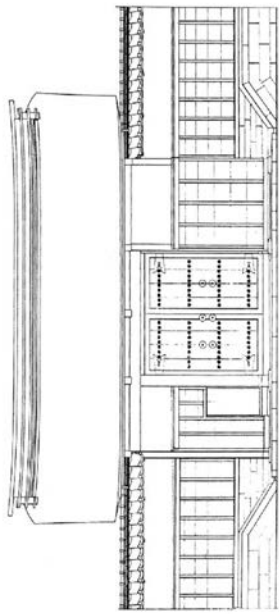


・軸組、小屋組、基礎とも健全な状態

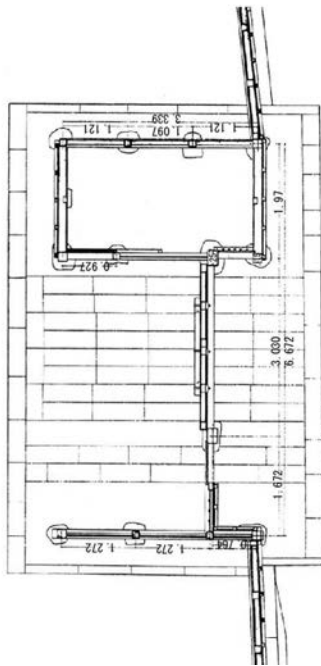
<p>図</p>	<p>表門破損調査総括図</p>	<p>平面図・立面図</p>	<p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事竣工図)</p>
----------	------------------	----------------	----------------------------------



北面図



正面図



平面図



・軸組、小屋組、基礎とも健全な状態である



左手門番部屋の鍵の取替

## (2) 表座敷

### 1) 概要

- 過去に複数回修理を行っているためか、大規模な破損、腐朽は見られない。
- 数十年前にこけら葺から銅板葺に葺直されて以降、大規模な改修が行われていない。
- 銅板葺に改修されて以降、雨漏りにより、一部の土壁や天井板に染みの跡、軒先野地板の腐朽等が見られるが、銅板屋根の部分修理が行われて、現在雨漏りは止まっている。
- しかし銅板屋根に大風で吹飛ばされた小石や木々が当たり小穴を穿けたり、積雪で銅板のハゼが圧迫されて折れ、割れるといった状況が無数発生している。それらによる被害はまだ目に見える状況ではないが、防水紙や野地板には被害が出ていると考えられる。
- 土間は近年補修されていないためか凹凸が複数ある他、湿度が高いためか土間の独立柱下部は白カビにより変色が生じている。
- 床下の床組については、上便所の床に根太の緩みが発生していて、修理が必要である。
- 小屋組については、小屋組を構成する部材の腐朽等は見られなかった。ハクビシンとみられる害獣が入り込んだ形跡があり、住みかとしているのかどうか観察が必要である。

### 2) 雨漏りによる野地板、垂木の一部腐朽

- 屋内で雨漏りの痕跡が見られた箇所は、家老の間及び御用帳場のそれぞれ西側廊下（内縁）境の土壁及びその近隣の天井板付近にまとまって見られる他、次の間、上段の間に沿って設けられている畳廊下と外縁境の土壁の一部である。
- 屋外では、土間背面（西面）付近のせがい造りの野地板、南面の畳廊下外側の軒先の野地板等に雨染み、腐朽の痕跡が見られる。

### 3) 降り積もった雪の落下による軒瓦の損傷

- 奥土蔵と結ぶ渡廊下の瓦葺屋根は表座敷に積もった雪の落下によって、たびたび軒先瓦が割れてしまう被害が出ている。現在も割れた状態となっている。

### 4) 多湿な状況による腐朽等

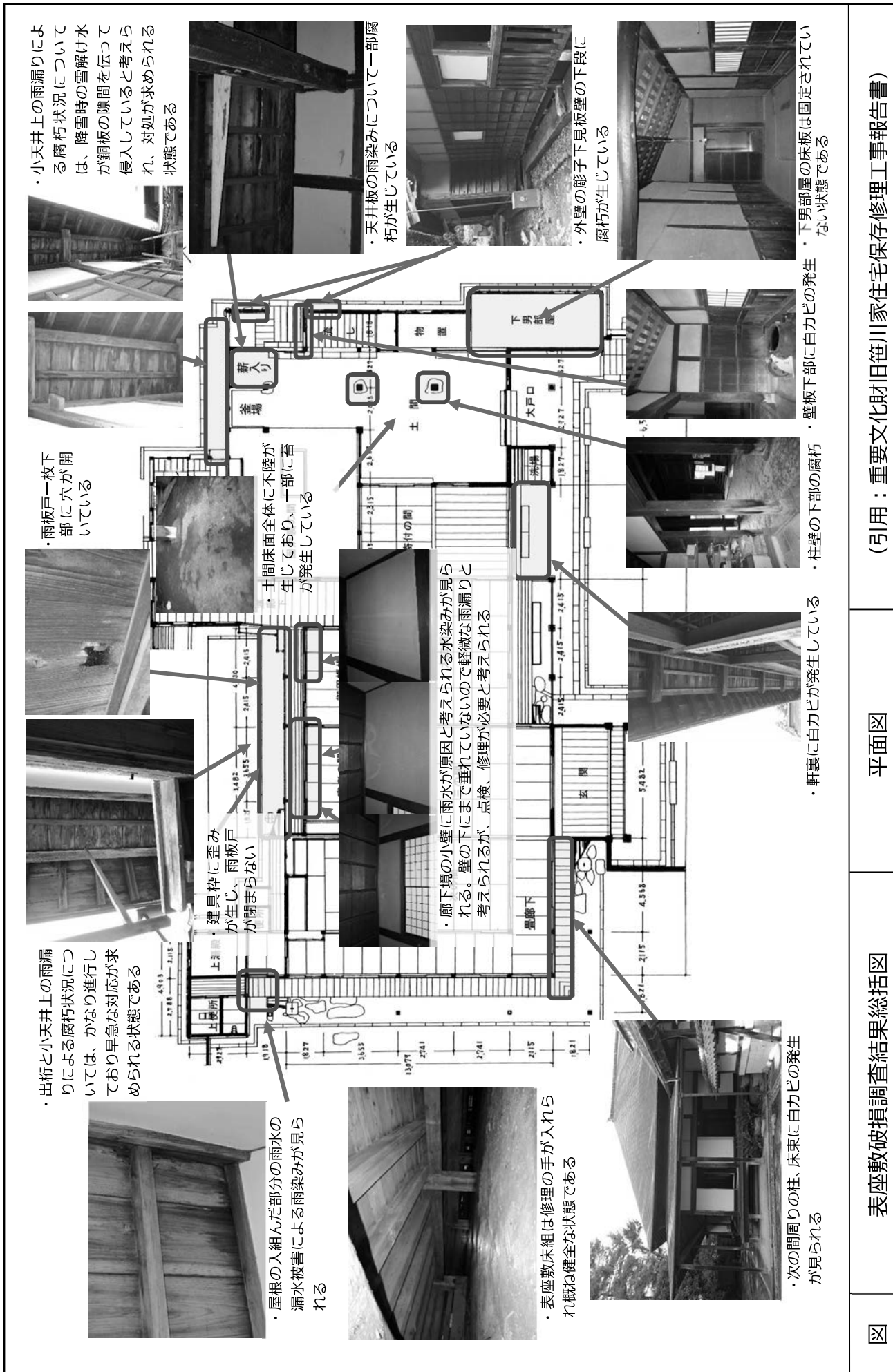
- 土間に面する柱・土台はいずれも部分的に白カビにより変色が生じている。経年による痛みは見られるが、総じて健全な状態を保っている。

### 5) 経年劣化による破損等

- 土間は経年劣化により表面が剥離するなど凸凹な状態になっている。
- 土間周囲の上部の北面、及び西面に設けられている明かり取り用の障子欄間の和紙が複数箇所破れている。

### 6) 自然災害による破損・腐朽等

- 主要な柱や土壁に地震等による亀裂や傾きは見られなかった。



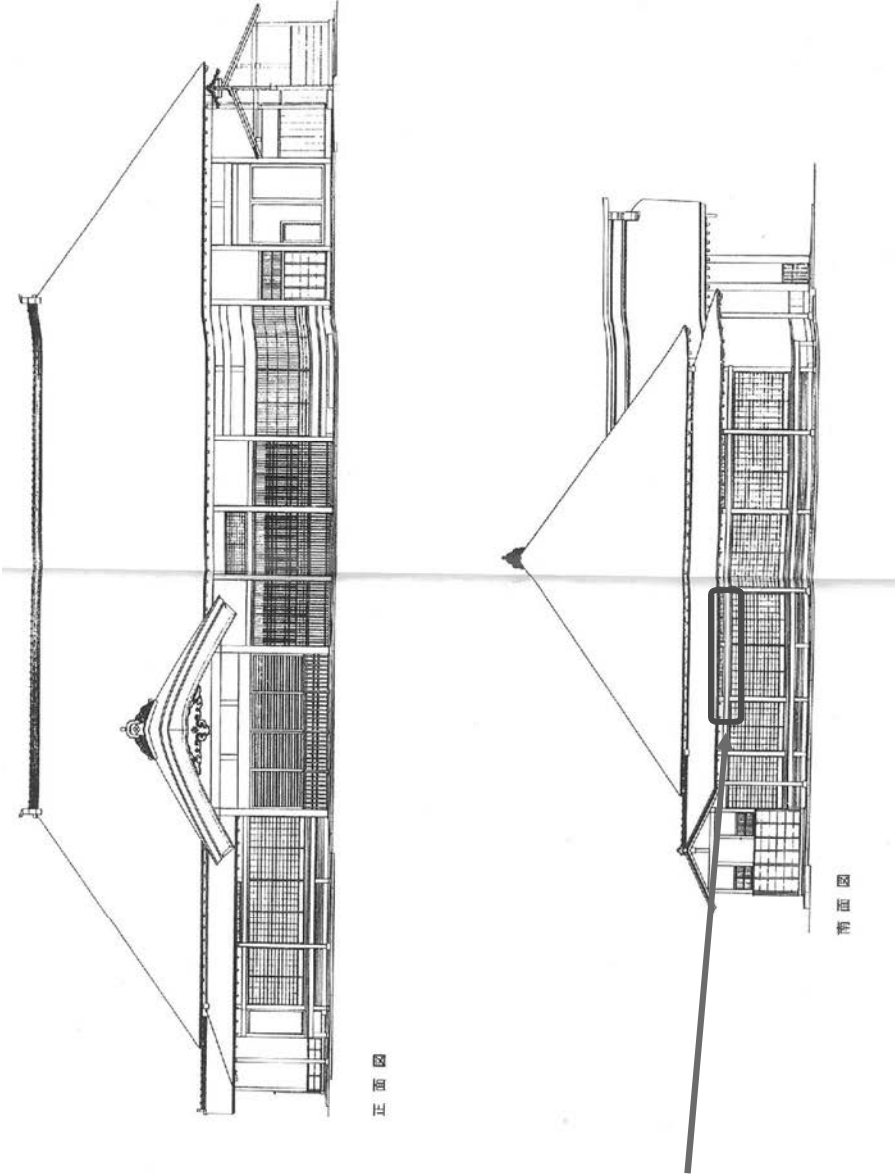


図

表座敷破損調査結果総括図

平面図

(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事報告書)



 <p>正面図</p> <p>南面図</p>	 <p>・下屋庇先端部の雨染みが数か所確認された</p>	 <p>・雨染みが下屋庇先端部に集中しているのは雨より雪の影響が強いと考えられる</p>	<p>立面図</p>	<p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事竣工図)</p>
<p>図</p>	<p>表座敷破損調査結果総括図</p>		<p>立面図</p>	<p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事竣工図)</p>

### (3) 居室部

#### 1) 概要

- 構造的に無理をしている大正元(1912)年に増築された2階部分において全体的に不陸が見られる。
- 日照・通風の条件が良くないため、北面外部の指物や雑蔵との接合部に破損、腐朽が見られる。

#### 2) 雨漏りによる野地板、垂木の一部腐朽

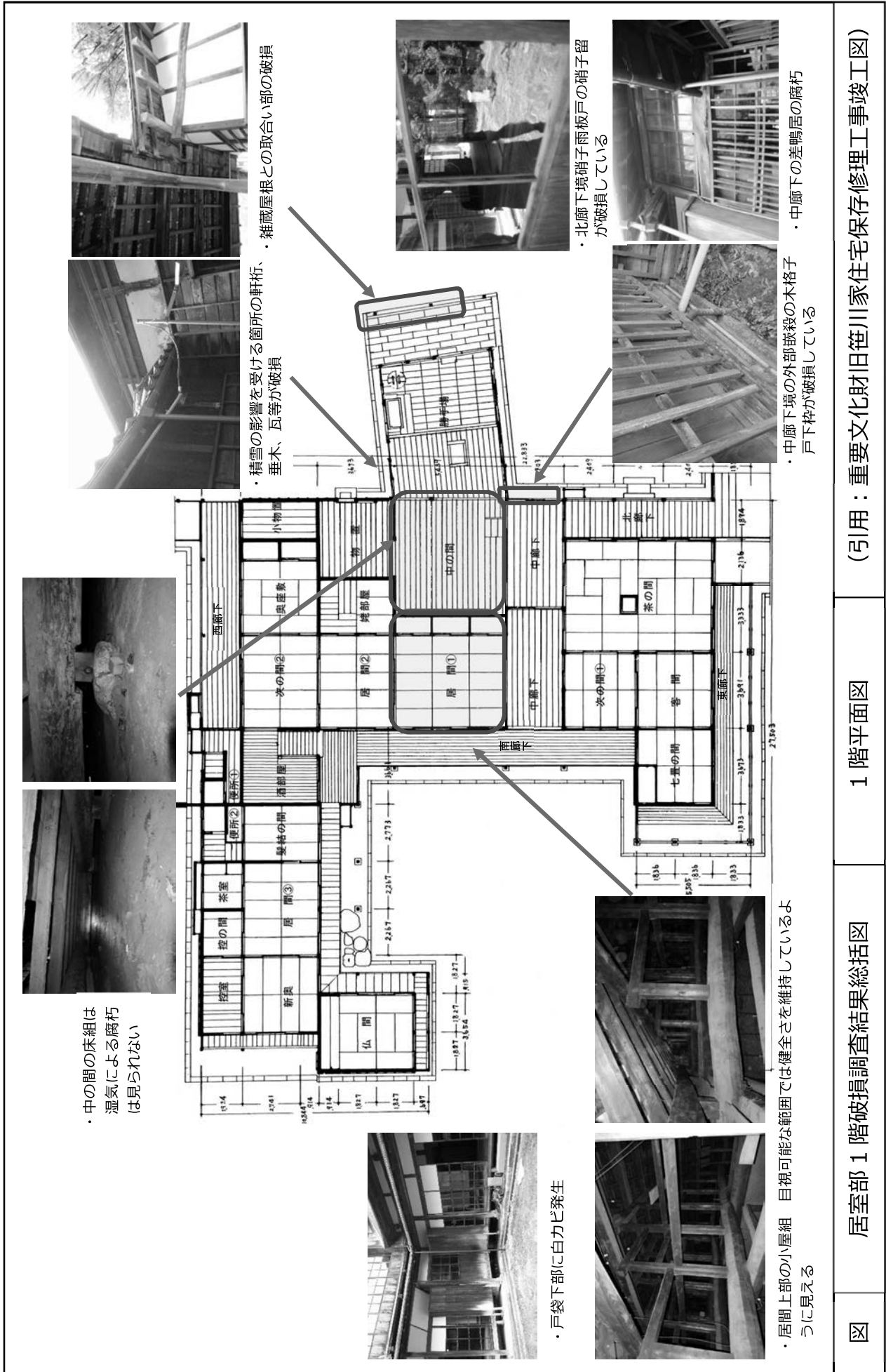
- 屋内で雨漏りの痕跡が見られた箇所は、2階座敷にあり、天井板に雨染み、畳に腐朽が発生している。
- 居室部北面から突出しているお勝手の下屋と雑蔵との屋根の取合い部に破損が見られる。

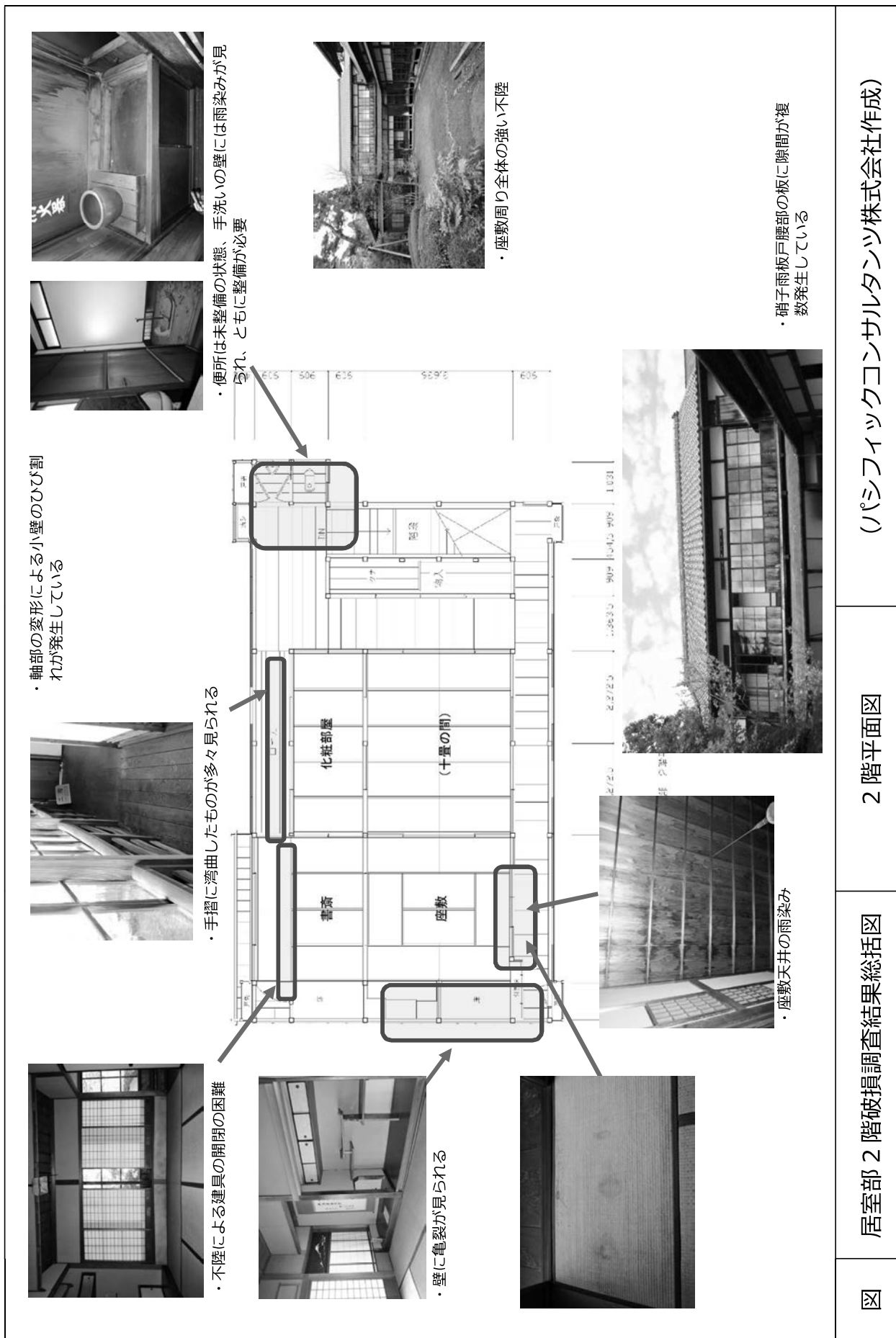
#### 3) 多湿な状況による腐朽等

- 中廊下北面の差物に虫害と腐朽が発生している。

#### 4) 経年劣化による破損等

- 大正元年に増築された2階については、1階の梁間より両側にそれぞれ3尺出し梁で張り出しているためか、全体的に不陸が生じ、書斎建具の開閉が困難になっており、書斎に連続する西面廊下の手摺木にも湾曲が発生している。
- 大規模な地震災害が起きた時、人的被害を伴うことも予想されることから耐震診断を行ったうえで、耐震補強の必要性を判断する必要がある。





**(4) 奥土蔵**

- 奥土蔵は南側外壁に、かなり目立つひび割れが入っている。また2階北側の窓の戸当たりが柱から抜け出ている。
- 居室部から連なる渡廊下の外壁の板壁の下部に白カビが発生している。障子紙が剥がれている箇所がある。

**(5) 雑蔵**

- 下見壁とあわせて瓦屋根の修理も行われた形跡がみられるが、東南隅の屋根に2か所雨漏りが見られる。
- 東側の雨落ち溝が完全に土砂に埋もれている。
- 南側外壁下見板壁の最下部に破損が見られる。

**(6) 文庫**

- 屋根及び外壁等外部については、特に目立った損傷は確認できなかった。
- 床板の腐朽等は見られない。

**(7) 米蔵**

- 屋根及び外壁等外部については、特に目立った損傷は確認できなかった。
- 通気口が多数設けられているためか、床組は健全な状態が保たれている。



・床組はほぼ健全な状態

**(8) 飯米蔵**

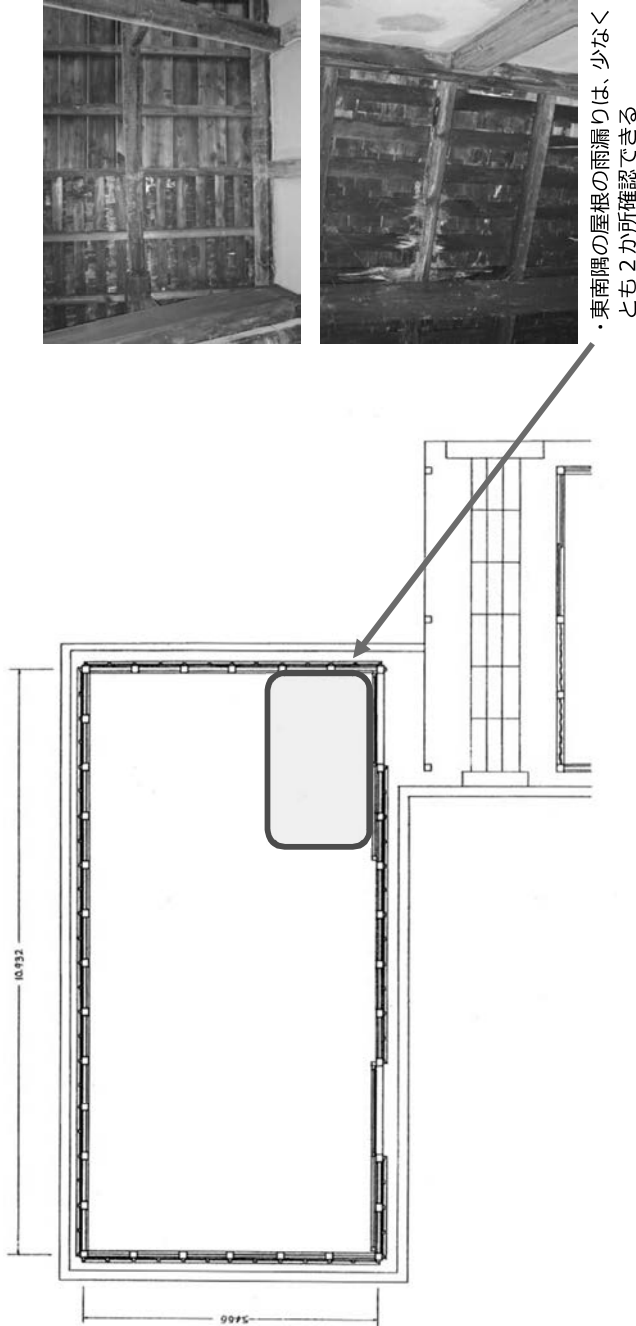
- 屋根は置屋根形式の瓦葺切妻屋根で古い瓦のまま葺かれているが目立った損傷はない。入口の前は桁行一杯に瓦葺、吹きさらしの下屋が造られている。下屋の瓦は一旦新しい瓦に取替えられていて、目立った損傷は見られなかった。
- 入口の額縁と塗籠戸の下部に漆喰仕上の剥落が見られる。
- 土蔵自体は健全な状態を保っている。

(9) 三戸前口土蔵

- 三戸前口土蔵は北面全体に瓦葺の下屋が造られている。下屋柱の1本に、取替修理を必要とする腐朽が見られる。
- 南面壁面の東倉及び中倉接合部境界線に沿って、中倉側の白漆喰塗が浮いている。
- 南東隅の腰壁（目地モルタル塗）に亀裂が隅に沿って生じており、修理する必要がある。
- 三戸前口土蔵と奥土蔵を接続する渡廊下の屋根（金属板葺）の金属板が著しく錆びている。
- その他目立った損傷や腐朽はなく、ほぼ健全な状態が保たれている。

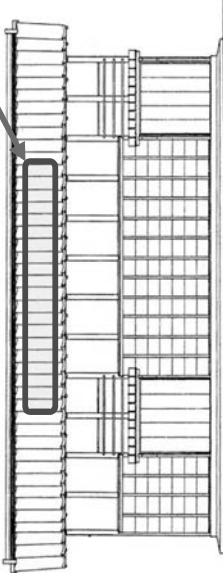

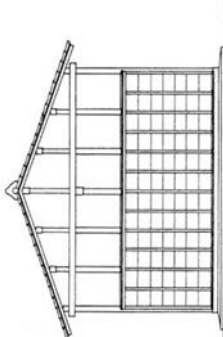
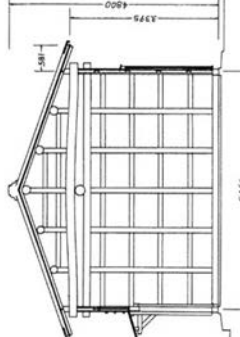
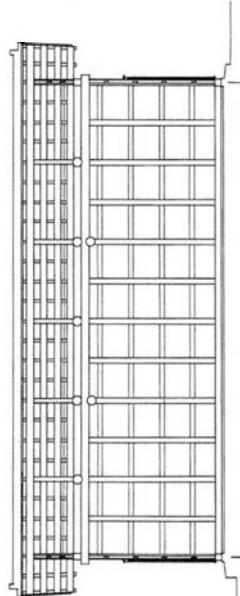


<p>・南面窓下に亀裂が見られる</p> <p>・床組はほぼ健全な状態</p> <p>・渡廊下外壁の壁板の白カビ</p> <p>・2階北側窓の戸当たりが柱から浮いている</p> <p>1階平面図</p> <p>2階平面図</p>	<p>奥土蔵破損調査結果総括図</p>	<p>平面図</p> <p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事報告書)</p>
--	---------------------	---

 <p>・東南隅の屋根の雨漏りは、少なくとも2か所確認できる</p>	<p>図</p>	<p>雑蔵破損調査結果総括図</p>	<p>平面図</p>	<p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事報告書)</p>

<p>図</p>	<p>雑感破損調査結果総括図</p>	<p>立面図</p>	<p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事報告書)</p>
----------	--------------------	------------	----------------------------------

<p>正面図</p> <p>・瓦屋根の破損を伴う雨漏り</p> 	 <p>・雨落溝が土砂で埋まっている</p>	<p>東面図</p> 	<p>梁間断面図</p> 	<p>桁行断面図</p> 
---	---	---	--	---

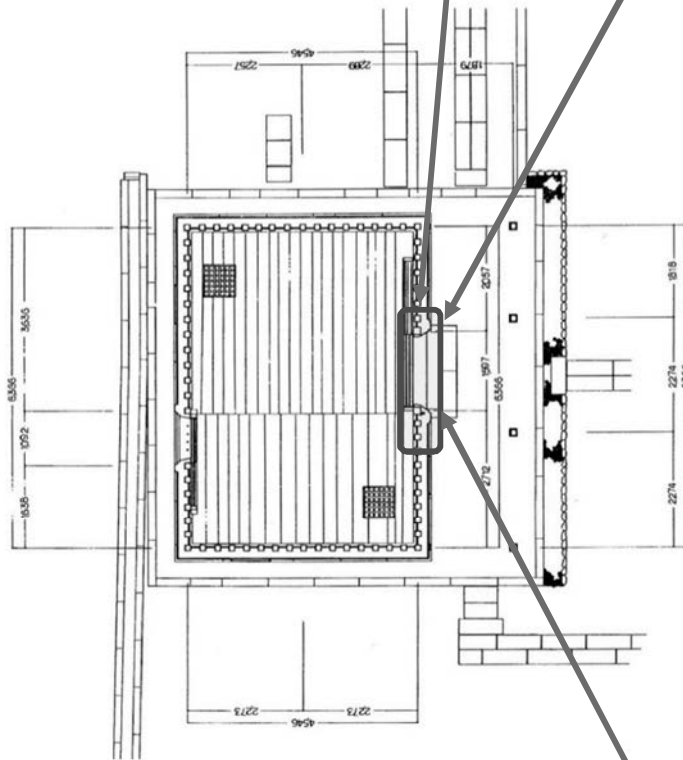
<p>図</p>	<p>飯米蔵破損調査結果総括図</p>	<p>平面図</p>	<p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事報告書)</p>
----------	---------------------	------------	----------------------------------



・床組はほぼ健全な状態



・額縁の下部にも破損が見られる



・額縁の下部に破損が見られる



・塗籠戸の下部に破損が見られる

	<p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事報告書)</p>
	<p>平面図 1 階</p>
<p>・東倉及び中倉接合部境界線に沿って、中倉側の白漆喰塗が浮いている</p> <p>・床組はほぼ健全な状態 (左：東倉。右：西倉、中倉は調査不可)</p>	<p>三戸前口土蔵破損調査結果総括図</p>
<p>図</p>	<p>三戸前口土蔵破損調査結果総括図</p>

三戸前口土蔵破損調査結果総括図
平面図 2 階
(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事報告書)



<p>・西面の白漆喰塗が一部剥落している</p> <p>・南東入り隅部の腰壁(目地モルタル塗)に亀裂が隅に沿って生じている</p> <p>・三戸前口土蔵と奥土蔵を接続する渡廊下の屋根(金属板葺)の金属板が著しく錆びている</p> <p>・下屋柱の1本の柱下部に腐朽が見られる</p> <p>図</p>	<p>三戸前口土蔵破損調査結果総括図</p> <p>立面図</p> <p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事報告書)</p>
--	--

(10) 井戸小屋

- 井戸小屋背後の雨落溝が完全に土砂に埋もれている。また入口付近の縁石に目地の緩みが見られる。
- 井戸小屋自体には目立った損傷は見られなかった。

(11) 外便所

- 前面の下屋の部分に4か所の雨染みが見られた。
- 前庭に面する下屋の腰壁に白カビが発生している。
- 他には目立った損傷は確認できなかった

(12) 裏門

- 門自体はほぼ健全な状態を維持しているとみられるが、計測の結果東へ3cm程倒れていることが判明した。
- 観音扉もほぼ健全な状態であるが門扉の開閉ができない状態である。
- 用水に面する側の背の低い板塀に修理が必要な破損が見られた。
- 門の右側（南側）の板塀が枠から外れ傾いている状態である。

(13) 庭中門

- 観音扉も含め全体がほぼ健全な状態を保っており腐朽や倒れ等は見られない。

(14) 各種塀

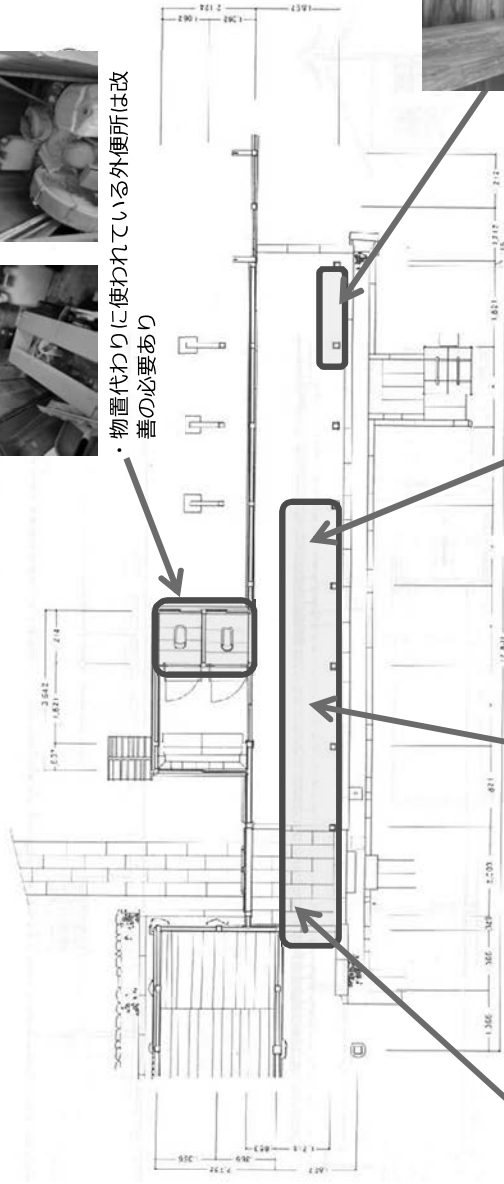
- 表門北方屋根塀は、北に進むに従って屋敷内側に倒れている。計測の結果最も先端部分で軸部が30cm以上倒れていることがわかった。
- 外便所の東に連なる板塀（表門北方東板塀）は部分的に腐食が進み応急の補強がなされている状態である。
- 全体に屋根を持つ塀は木部の腐朽は軽微だが、屋根を持たない板塀は総じて傷みが発生している。傷みの発生している箇所は主に仕口部分、笠木、土台の継手、柱と雨控え柱の取合い部、控え柱と控え貫の取合い部及び控え柱の根元部分等である。

<p>・雨落溝が土砂に埋もれている</p> <p>・縁石の目地の緩み</p> <p>・縁石の目地の緩み</p>	<p>図</p> <p>井戸小屋破損調査結果総括図</p> <p>平面図・立面図</p> <p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事報告書)</p>
---	---

<p>図</p>	<p>外便所破損調査結果総括図</p>	<p>平面図</p>	<p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事報告書)</p>
----------	---------------------	------------	----------------------------------



・物置代わりに使われている外便所は改善の必要あり




・野地板に雨染みあり

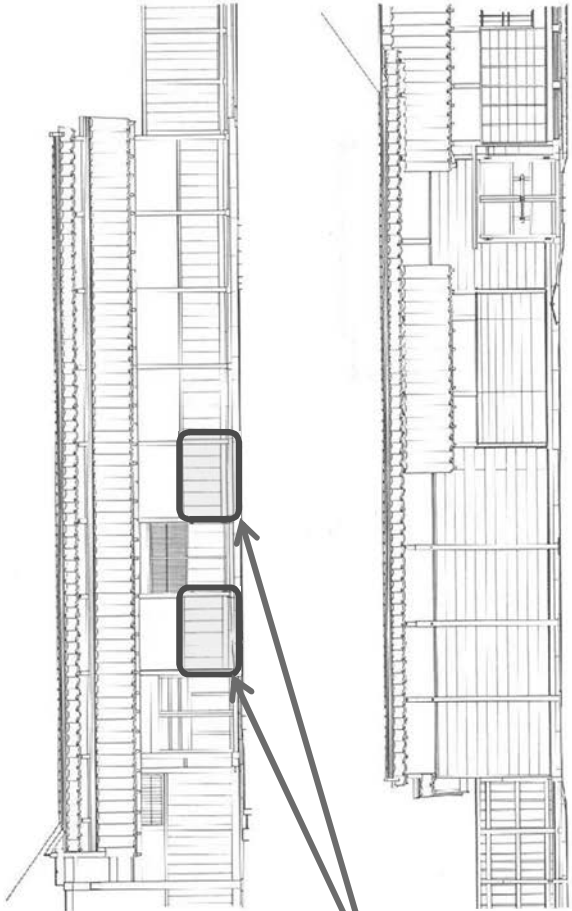


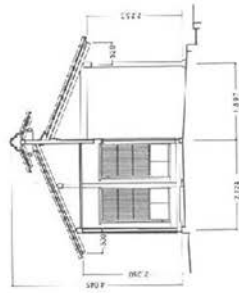
・野地板に雨染みあり



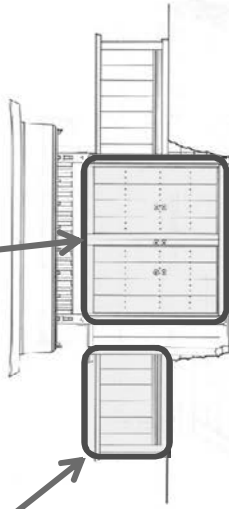
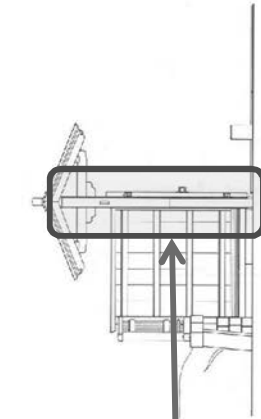

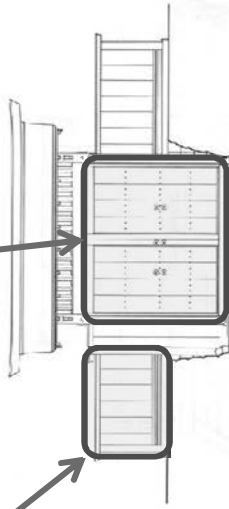
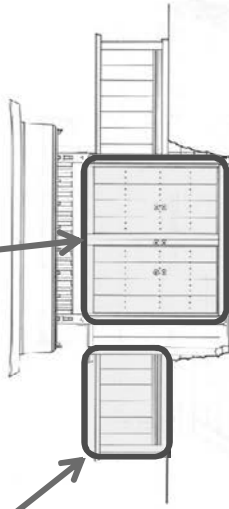
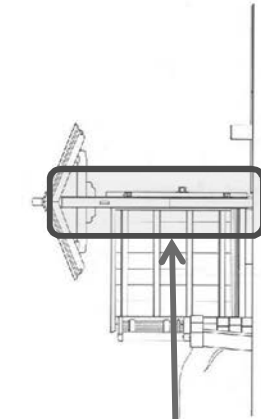
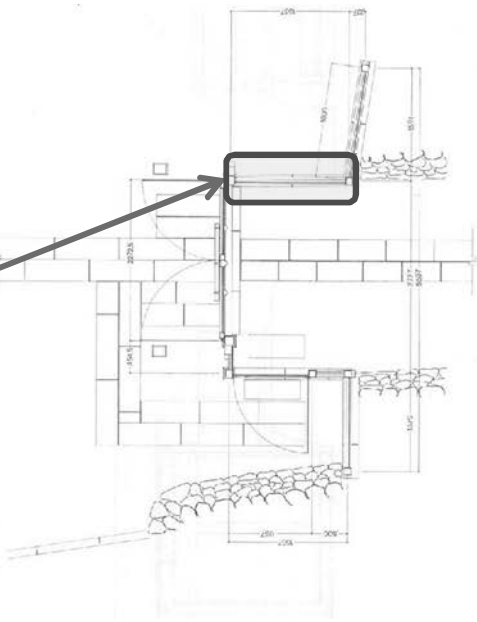
<p>図</p>	<p>外便所破損調査結果総括図</p>	<p>立面図</p>	<p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事報告書)</p>
----------	---------------------	------------	----------------------------------



・腰板壁の白カビの発生



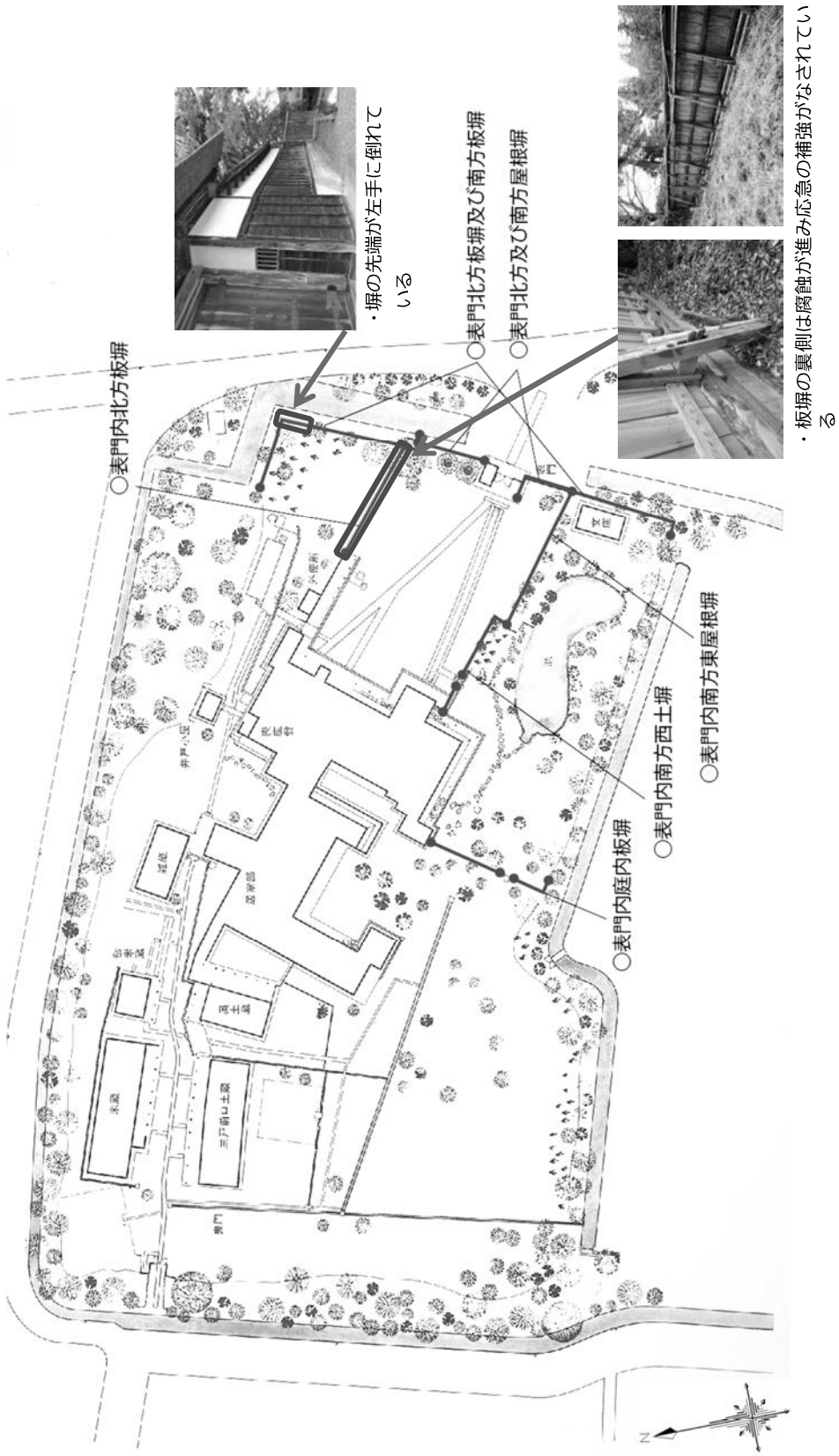


 <p>・用水寄りの袖壁の土台の腐朽</p>	 <p>・観音扉の丁番が錆びて、門扉の開閉がで きない</p>			<p>図</p>
 <p>・正面から見て右側 (南側)の板屏が 枠から外れている</p>				<p>平面図・立面図</p>
				<p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事報告書)</p>

・軸部が全体に東へ5cm以上傾いて  
いる



<p>図</p>	<p>各種塀破損調査結果総括図</p>	<p>配置図</p>	<p>(引用：重要文化財旧笹川家住宅保存修理工事報告書)</p>
----------	---------------------	------------	----------------------------------



## 第2節 保護の方針

重要文化財建造物としての価値を適切に保存するため、旧笹川家住宅の各棟について、部分・部位を設定し、部分・部位ごとに保護の方針を定める。

【部分】文化財（建造物）の屋根、外装、各部屋を単位とする区分

【部位】部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等）を単位とする区分

### 1 部分・部位の設定と保護の方針の基本的考え方

#### (1) 表門

表門は、文政2（1819）年（3年とも）の火事による焼失を免れて現在に至っていると伝承されている建造物である。

部分・部位の設定にあたっては、昭和29（1954）年の重要文化財指定時を基本として、昭和33年度、昭和36年度の補修修理事業で整備された姿を今後も保護することを基本とする。

#### (2) 表座敷

表座敷は、文政年間の焼失後、棟札から文政9（1826）年に再建されたと考えられる建造物である。

昭和29年の重要文化財指定後、昭和34年度には、こけら葺で積雪が多く腐朽が著しく維持が困難になってきたことから、こけら葺を銅板葺とする現状変更による整備が行われている。

部分・部位の設定にあたっては、重要文化財指定時を基本として、昭和34年度、昭和39年度、昭和53年度、昭和57年度、平成9年度、平成20年度から21年度の補修修理事業で整備された姿を今後も保護することを基本とする。

#### (3) 居室部

居室部は、文政年間の焼失後、棟札から翌4（1821）年に再建されたと考えられる建造物である。

昭和29年の重要文化財指定後、昭和34年度には、こけら葺で積雪が多く腐朽が著しく維持が困難になってきたことから、こけら葺を銅板葺とする現状変更による整備が行われている。

部分・部位の設定にあたっては、重要文化財指定時を基本として、昭和34年度、昭和39年度、昭和54年度、昭和56年度から58年度、平成9年度、平成20年度から21年度の補修修理事業で整備された姿を今後も保護することを基本とする。

**(4) 奥土蔵**

奥土蔵は、文政年間の火事による焼失を免れて現在に至っていると伝承されている建造物である。

部分・部位の設定にあたっては、昭和29年の重要文化財指定時を基本として、昭和55年度の補修修理事業で整備された姿を今後も保護することを基本とする。

**(5) 雑蔵**

雑蔵は、文政年間の火事で焼失し、江戸時代後期に建築されたと考えられる建造物である。

明治の頃に改造及び増築が行われていると推定され、昭和51年度の修理事業にあたり現状変更により、増築部の撤去及び改造部分の復旧を行った。

部分・部位の設定にあたっては、昭和51～52年度に実施された修理事業で整備された姿を今後も保護することを基本とする。

**(6) 文庫**

文庫は、文政年間の火事による焼失を免れて現在に至っていると伝承されている建造物である。

部分・部位の設定にあたっては、昭和29(1954)年の重要文化財指定時を基本として、昭和36年度の補修修理事業で整備された姿を今後も保護することを基本とする。

**(7) 米蔵**

米蔵の建築年代は、現存する棟札により、慶応3(1867)年に建設されたものと考えられる。

部分・部位の設定にあたっては、昭和53(1978)年の重要文化財指定時を基本として、昭和57年度、平成9年度、平成20年度から21年度の補修修理事業で整備された姿を今後も保護することを基本とする。

**(8) 飯米蔵**

飯米蔵は、江戸末期に建築されたと推定される。

部分・部位の設定にあたっては、昭和53年の重要文化財指定後に、昭和55年度、平成9年度の補修修理事業で整備された姿を今後も保護することを基本とする。

**(9) 三戸前口土蔵**

三戸前口土蔵の建築年代は、現存する棟札により、文政3(1820)年に建設されたものと考えられる(明治38(1905)年に造られたともいわれる)。

部分・部位の設定にあたっては、昭和53年の重要文化財指定後に、昭和55年度、平成9年度、平成14年度の補修修理事業で整備された姿を今後も保護することを基本とする。

(10) 井戸小屋・外便所

井戸小屋及び外便所は、明治期に建築されたものと推定される。部分・部位の設定にあたっては、昭和57年度、平成9年度の補修修理事業で整備された姿を今後も保護することを基本とする。

(11) 裏門・庭中門・各種塀

裏門、庭中門、敷地内の各塀の建築年代は不明であるが、昭和53年の指定後、昭和53年度、昭和57年度の補修修理事業で整備された姿を今後も保護することを基本とする。

## 2 部分・部位の設定の考え方

部分・部位の設定と保護の方針の基本的考え方に基づく、部分・部位の設定の考え方を下表に示す。

表 2-1 部分・部位の設定の考え方

	保存部分	保全部分	その他部分
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財としての価値を特に有し、厳密な保存が必要な部分</li> <li>当初の仕様が多く残る部分</li> <li>文化財としての価値を特に有する範囲</li> <li>主に基準1又は2に該当する部位によって構成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持及び保全することが要求される部分</li> <li>当初の仕様が部分的に残る部分</li> <li>全体の雰囲気にならった改修が行われている範囲</li> <li>建物としての維持及び保全が必要とされる部分</li> <li>主に基準3又は4に該当する部位によって構成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の活用又は安全性向上のため改変が許される部分</li> <li>大幅に改変、もしくは後に増築されている範囲</li> <li>主に基準4又は5に該当する部位によって構成</li> </ul>
保護の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>厳密な保存を図る</li> <li>修理時にはこれまでに付加、改変されている保存活用上不要な部位の撤去を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な状態の維持に努める</li> <li>修理時には整備年代に即した復元・整備を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改変箇所を復元する場合には整備年代に即した復元・整備を検討</li> <li>活用又は安全性向上のため改修する場合は意匠上の配慮を検討</li> </ul>
基準1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■材料自体を保存する部位</li> <li>・装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位</li> <li>・特殊な材料又は仕様である部位</li> <li>・当初の仕様と考えられる部位</li> <li>例) 柱、梁、天井、建具</li> <li>・文化財指定以前に設けられた吊灯具は、配線等の改善を施した上で基準1とする。</li> </ul>		
基準2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■材料の形状、材質、仕上、色彩を保存する部位</li> <li>・材料の形状、材質、仕上、色彩を保存する部位</li> <li>・定期的な更新、補修を必要とする部位</li> <li>例) 壁面土壁(漆喰塗)、土間叩、建具、畳、瓦等</li> </ul>		
基準3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■主たる形状及び色彩を保存する部位</li> <li>・活用又は補強等のため特に変更が必要な部位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■主たる形状及び色彩を保存する部位</li> <li>・保存部分との調和が求められる部位</li> </ul>	
基準4		<ul style="list-style-type: none"> <li>■意匠上の配慮を必要とする部位</li> <li>・後補の照明灯、建具等</li> <li>・活用又は補強のため特に変更が必要な部位</li> <li>※管理・活用設備導入の際は、意匠上の配慮を検討</li> <li>例) 照明設備、空調設備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■意匠上の配慮を必要とする部位</li> <li>・保全部分と意匠的に一体である部分</li> <li>※管理・活用設備導入の際は、意匠上の配慮を検討</li> <li>例) 各室照明設備、空調設備、説明板等サイン等</li> </ul>
基準5		<ul style="list-style-type: none"> <li>■所有者等の自由裁量に委ねられる部位</li> <li>・その他</li> <li>・防災・管理・活用上必要な設備類</li> <li>例) 居室部中廊下水回り設備、防災設備、電気設備等</li> </ul>	



ここで、表座敷、居室部、蔵についてはすべて保存部分であるが、部位については以下のように、既に防災・管理上付加・改変されている部位や、今後防災・管理・活用上で付加・改変する部位があり、これらは基準3~5とし、基準4については意匠上の配慮をする。

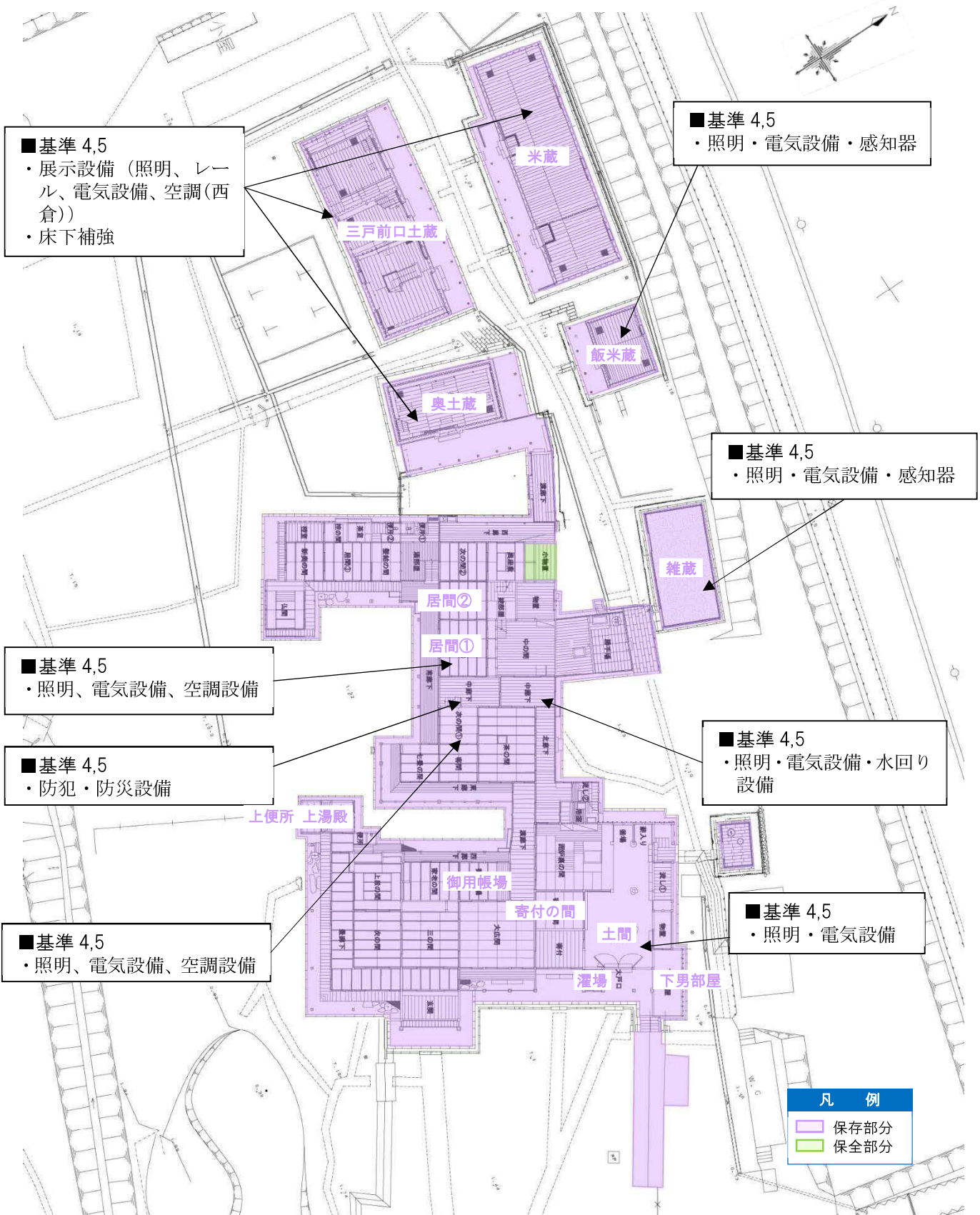


図 2-1 既に付加・改善されているまたは新たに付加・改善する部位（基準 4,5 の部位）



### 第3節 管理計画

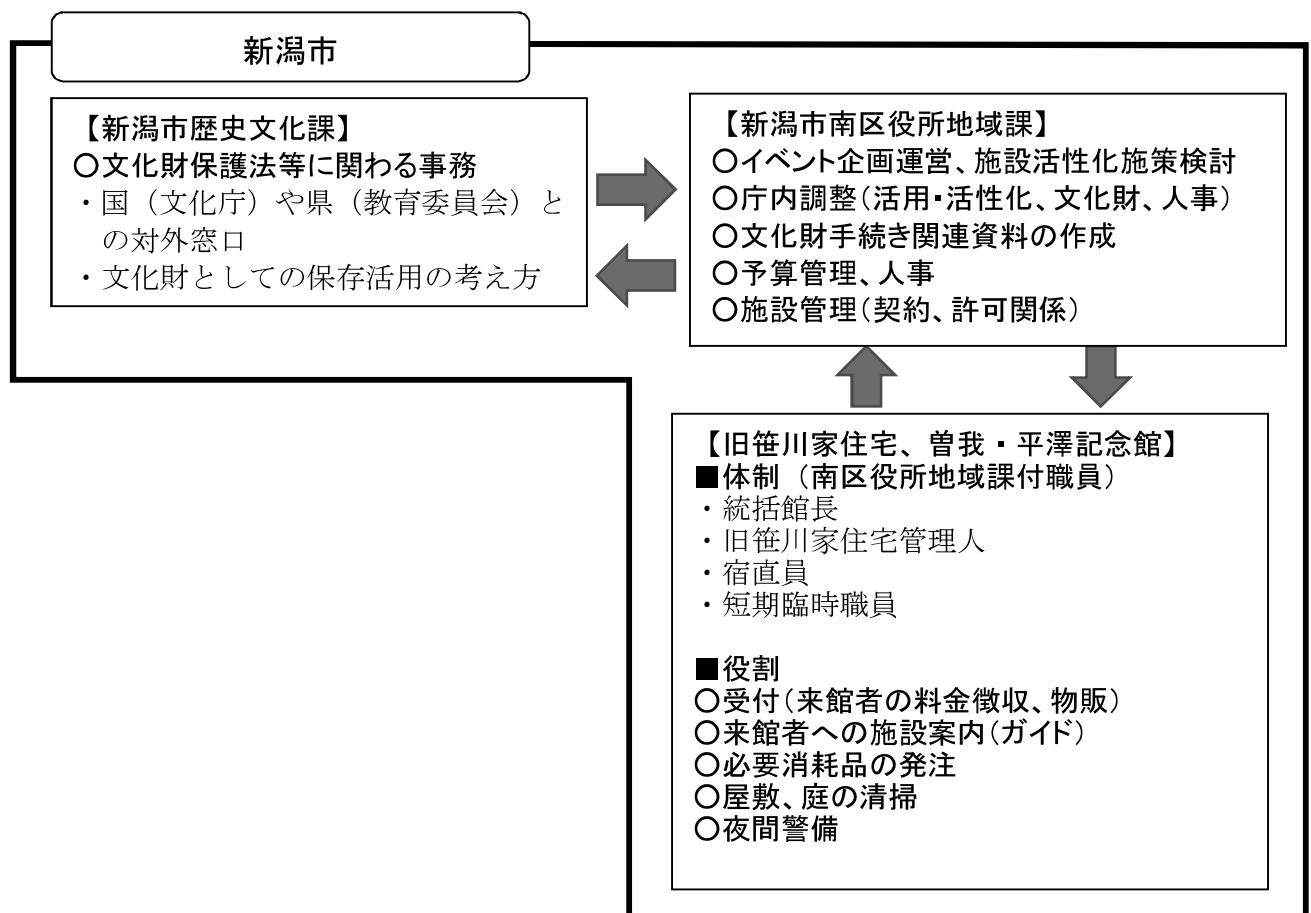
#### 1 管理体制

##### (1) 文化財保護法等に係る事務について

- 国や県への届出、各種申請等の窓口は歴史文化課が担当する。

##### (2) 日常の維持管理、公開の業務

- 地域課（文化・スポーツ係）は、予算管理、施設管理に係る契約、施設利用に関する許可関係、入館に関する料金の減免許可関係、人事（人事担当課との調整）等を行う。
- 統括館長は、地域課との連絡調整、施設職員の勤務管理、その他現場での施設管理の統括を行う
- 旧笹川家住宅管理人は、収入金の納付、必要消耗品の発注を行う。
- 夜間は宿直員1名が常駐し、定期的に敷地内を巡回する。
- 旧笹川家住宅管理人及び短期臨時職員は、来館者へのガイド、清掃、囲炉裏の火の管理等を行う。



## 2 管理方法

### (1) 清掃・整頓等に関する事項

- 開館日は旧笹川家住宅管理人と短期臨時職員の2名で清掃・整頓を行う。畳や床板については、ホウキ掃きやモップかけをし、また必要に応じて水拭きする。
- 休館日の清掃は、短期臨時職員2名が行う。鴨居・長押の上面等は土壁を傷めないよう軽くハタキがけする。床板はホウキで掃き、必要に応じて水拭きする。土間三和土はホウキで掃き、土間の乾湿に注意し、必要に応じて水分を与える。また、庭内の枯枝処理や除草作業を行う。
- 年に4回、清掃強化日を設け、短期臨時職員5名が行う。(雪解け時とイベント前などの年4回 4月(外部清掃)、9月(外部清掃)、11月(外部清掃)及び12月年末(建物内部清掃中心))に、庭内の除草、枯枝・枯葉等の収集、不要な枝の伐採、畳や床板の清掃、窓のハタキかけ等をする。
- 年に数回、地域住民等のボランティア活動により共同して清掃活動を行う。
- 外回りの清掃道具は雑蔵に、建物内部の清掃道具は物置、酒部屋等に収納する。

### (2) 日照・通風等の確保に関する事項

- 建造物内に雨や雪等が吹込むおそれがない場合は、建具を開放し、通風に努め、湿気がこもらないように留意する。

### (3) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

- 虫害と腐朽を防止するために、特に通風に留意し、定期的に床下等の状況を目視により点検する。その際に蟻害の兆候となる羽アリの有無や蟻道・木粉様の蟻糞等にも留意する。
- 異常が認められた場合は、防腐・防虫等の処理を行う。
- 夏季において、敷地内巡視を行い蚊の発生源となる水溜りや水の溜るような容器等の撤去を行う。幼虫駆除剤により蚊の幼虫の発生抑制及び蚊の駆除を行う。

### (4) 風水雪害に関する事項

- 旧笹川家住宅管理人及び短期臨時職員が日常業務の中で発見次第、地域課に報告し、地域課と歴史文化課で、破損状況や修理について国や県への届出、新たな予算確保の必要性等を協議調整する。
- 冬季の降雪時には、平時は外便所に保管している除雪機を使って主要な園路の除雪を行うとともに、表座敷と居室部の接合部の中庭等、建物の配置、屋根形状から積雪が溜まりやすい場所から、積雪の都度、人力で除雪活動を行う。
- 冬季は主要な樹木の倒伏防止、表座敷と居室部の接合部等における積雪・落雪による建物の破損防止、積雪の建物への侵入防止のため雪囲いを行う。

(5) 盗難・防火等の事故防止に関する事項

- 防犯のため、開館時間外は施錠を行う。
- 防火のため、建物周辺の可燃物の管理に留意する。

※詳細は第4章防災計画に定める。

### 3 建造物の維持管理

文化財建造物の管理上の留意点を以下に記す。併せて、維持の措置及び軽微な修理として所有者が実施し、修理届又は現状変更申請を必要としない行為を示す。

(1) 許可を要しない維持管理

1) 内壁・天井

- 日常目視により、亀裂や雨漏り等の点検を行う。発見された場合は適宜補修を行う。

2) 床及び畳

- 日常目視により、破損、腐朽等の点検を行う。
- 床板や畳、土間等の床の上は物を引きずらないようにする。
- 床板や畳は毎日拭き掃除を実施する。畳は湿気がないように日常的に目視等により点検し、天日で乾かしたり埃を叩出す等の手入れを行い、必要に応じて取替を行う。

3) 外構及び基礎

- 建物地盤を適切に維持するとともに来館者への蚊等の虫害を防止するため、敷地内排水溝、雨水桝の補修工事を行う。
- 建造物周りの清掃や樹木の手入れに努める。
- 各建物外周部に設けられている雨落溝に土や落ち葉が堆積し滞水しないよう、雨落溝、排水溝を定期的に清掃する。

4) 縁回り及び床下

- 日常目視により点検を行う。
- 縁下には物を入れず、また置かないようにする。

5) 外壁

- 日常目視により、土壁の漆喰壁の亀裂や破損、剥離箇所、板壁の破損腐朽等の点検を行い、発見された場合は適宜補修を行う。

6) 屋根及び雨樋

- 日常目視により屋根材の亀裂や欠落、雨漏りの発見に努め、発見された場合は適宜補修を行う。

- 雨樋の機能を維持するため、清掃とともに破損や脱落等の発見に努め、適宜補修を行う。
  - 秋季は雨漏りの原因となる雨樋や雨落等への落ち葉の堆積に注意して確認を行い、適宜清掃を行う。特に表座敷と居室部の屋根接合部周辺に注意する。
  - 冬季は建物の配置、屋根形状から積雪が溜まりやすい場所から、積雪の都度、除雪作業を行う。
- 7) 建具：襖・障子の張替、破損ガラスの取替、建付けの調整等
- 引戸等を開閉する際は、丁寧に取扱い、敷居や鴨居の清掃に努める。
  - 日常目視により、障子やガラスの破損等の点検を行い、発見された場合は適宜補修を行う。
- 8) 金具類
- 日常目視により、盗難の有無や破損等の点検を行い、盗難が発見された場合はただちに統括館長、地域課に報告する。地域課は歴史文化課と連絡調整し、文化庁長官に滅失、き損等の届を提出するとともに新潟県警新潟南警察署にも盗難届を提出する。
- 9) 塗及び彩色
- 日常目視により、破損等の点検を行い、発見された場合は適宜補修を行う。
- 10) その他照明器具等の電気設備の取替、応急的な処置等
- 漏電事故防止のため、照明器具等の電気設備を定期的に点検し、発見された場合は適宜補修を行う。
- (2) 許可を要する維持管理
- 1) 外壁
- 日常目視により、土壁の漆喰壁の亀裂や破損、剥離箇所、板壁の破損腐朽等の点検を行い、大規模なき損が発見された場合はただちに統括館長、地域課に報告する。地域課は歴史文化課と連絡調整し、文化庁長官に滅失、き損等の届を提出のうえ、保存修理を行う。

## 第4節 修理計画

「第1節 保存管理の現状」と「第2節 保護の方針」を踏まえ、修理計画を以下のとおり整理する。なお、破損・腐朽の状況、修理の緊急性は破損調査の結果を反映している。ここで、修理の必要なもののうち、緊急を要するものとは、放置すると崩壊の恐れがある、雨漏りや防犯・二次被害防止上応急処置が必要なものとする。

平成35(2023)年度のリニューアルオープンを目指し、修理計画については緊急性と財源面を勘案し、できるだけ対策を講ずる。緊急を要するものについて、経過観察や耐震診断により原因を特定し、対策を検討整理し、予算措置の見通しを立てる。この中で、予算措置ができたものから順次対策を講ずる。また、緊急を要しないものについても、予算措置ができたものから順次対策を講ずる。

表2-2 修理計画(表座敷)

建造物	部分	部位	破損・腐朽の状況/修理内容	修理の緊急性	
				緊急を要する	緊急を要しない
表座敷	外部(北面)	壁面	【破損・腐朽の状況】 ・簷子下見板壁の最下段の板に腐朽が多く発生 【修理内容】 ・外壁板壁の下段の部分は特に腐朽しにくい材で修理 ・防かび対策の実施		○
	外部(東面)	軸部	【破損・腐朽の状況】 ・次の間の廊下に立つ縁柱、床束に白カビが発生 【修理内容】 ・防かび対策の実施 床束底面への防水対策の実施		○
	外部(南面)	屋根	【破損・腐朽の状況】 ・積雪による屋根の銅板ハゼの破損によって雨漏りが主に庇の先端付近に発生 ・屋根の入組んだ部分の雨水の漏水被害による雨染みが見られる 【修理内容】 ・近年に屋根を修理した記録がなく、破損したままと考えられることから、屋根の修理を行い雨染みの進行を止める	○	
	外部(西面)	屋根	【破損・腐朽の状況】 ・軒小天井の雨水による染みがかなり広範囲に見られる 【修理内容】 ・近年に屋根を修理した記録がなく、破損したままと考えられることから、屋根の修理を行い雨染みの進行を止める	○	

建造物	部分	部位	破損・腐朽の状況/修理内容	修理の緊急性	
				緊急を要する	緊急を要しない
表座敷	外部(西面)	屋根	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・居室部に接続する渡廊下の南側の瓦の一部が積雪の影響により破損している <b>【修理内容】</b> ・当該箇所は積雪の影響を受けやすい場所であり、過去に複数回破損している。適切な屋根の修理を行う（雪囲い方法の工夫等も必要）	○	
	内部(下男部屋)	基礎	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・床組全体が揺らついた状態でふかふかしている ・床束石の沈下、もしくは床束の腐朽が懸念される <b>【修理内容】</b> ・床束の修理（交換） ・床下の通気の改善 ・床束、柱底面の防水対策の実施		○
	内部(流し)	軸部	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・柱下部に白カビ発生 <b>【修理内容】</b> ・防かび対策の実施 ・床束、柱底面の防水対策の実施		○
		壁面	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・板壁に白カビ発生 <b>【修理内容】</b> ・防かび対策の実施		○
	内部(土間)	天井	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・屋根野地板に雨漏りによる染みが見られる ・一部腐朽が生じている <b>【修理内容】</b> ・近年に屋根を修理した記録がなく、破損したままと考えられることから、屋根の修理を行い雨染みの進行を止める		○
		開口部	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・大戸口の両開き板戸の丁番の錆が進行し、歪みが生じている <b>【修理内容】</b> ・丁番の調整、清掃、錆止塗装		○
		床面	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・不陸が生じている ・苔が発生している <b>【修理内容】</b> ・土間の張替（タタキ直し）		○



建造物	部分	部位	破損・腐朽の状況/修理内容	修理の緊急性	
				緊急を要する	緊急を要しない
表座敷	内部(家老の間)	壁面	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・西廊下境の小壁に雨染みが見られ、かなり広がっている <b>【修理内容】</b> ・雨染みが見られる上部の屋根に近年修理した記録がないことから、屋根の修理を行い雨染みの進行を止める ・小壁については上塗の補修	○	
	内部(御用帳場)	壁面	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・西廊下境の小壁に雨染みが見られる <b>【修理内容】</b> ・雨染みが見られる上部の屋根に近年修理した記録がないことから、屋根の修理を行い雨染みの進行を止める		○
			<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・渡廊下境の小壁に雨染みが見られる <b>【修理内容】</b> ・近年修理された渡廊下側の小壁は雨染みが見られないことから雨漏りの進行は止まっている ・小壁については上塗の補修		○
	内部(御用帳場)	天井	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・西廊下境沿いに雨染みが見られる <b>【修理内容】</b> ・天井板自体は腐朽していないことから、屋根の修理を行い雨染みの進行を止め、必要に応じて、雨染みの洗浄等を行う	○	
	内部(寄付の間)	屋根	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・上り口の軒裏に一面の白カビ <b>【修理内容】</b> ・防かび対策の実施		○
		軒裏	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・積雪による屋根銅板ハゼの破損によって雨漏りが主に庇の先端付近に発生し始めている <b>【修理内容】</b> ・雨染みが見られる上部の屋根に近年修理した記録がないことから、屋根の修理を行い雨染みの進行を止め、必要に応じて、雨染みの洗浄等を行う		○
	内部(畳廊下)	壁面	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・南側の1か所に雨染みが見られる <b>【修理内容】</b> ・雨染みが見られる上部の屋根に近年修理した記録がないことから、屋根の修理を行い雨染みの進行を止め、必要に応じて、小壁の上塗等の補修を行う		○

建造物	部分	部位	破損・腐朽の状況/修理内容	修理の緊急性	
				緊急を要する	緊急を要しない
表座敷	内部(西廊下)	壁面	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・部屋境の小壁に雨染みが見られる <b>【修理内容】</b> ・雨染みが見られる上部の屋根に近年修理した記録がないことから、屋根の修理を行い雨染みの進行を止め、必要に応じて、小壁の上塗等の補修を行う	○	
		天井	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・雨漏りの箇所あり <b>【修理内容】</b> ・雨染みが見られる上部の屋根に近年修理した記録がないことから、屋根の修理を行い雨染みの進行を止め、必要に応じて、雨染みの洗浄等を行う		○
	内部(西廊下)	開口部	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・雨板戸一枚下部に穴が開いている。 <b>【修理内容】</b> ・部分修理、(板の補修)		○
			<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・雨板戸の敷居及び鴨居に歪みが生じており、雨板戸が閉まらない <b>【修理内容】</b> ・敷居鴨居と建具の調整		○
			<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・雨板戸戸袋上部が積雪のためか腐朽・破損しており戸袋内部に雨漏りが発生している <b>【修理内容】</b> ・戸袋上部の水切交換と防水対策の実施	○	

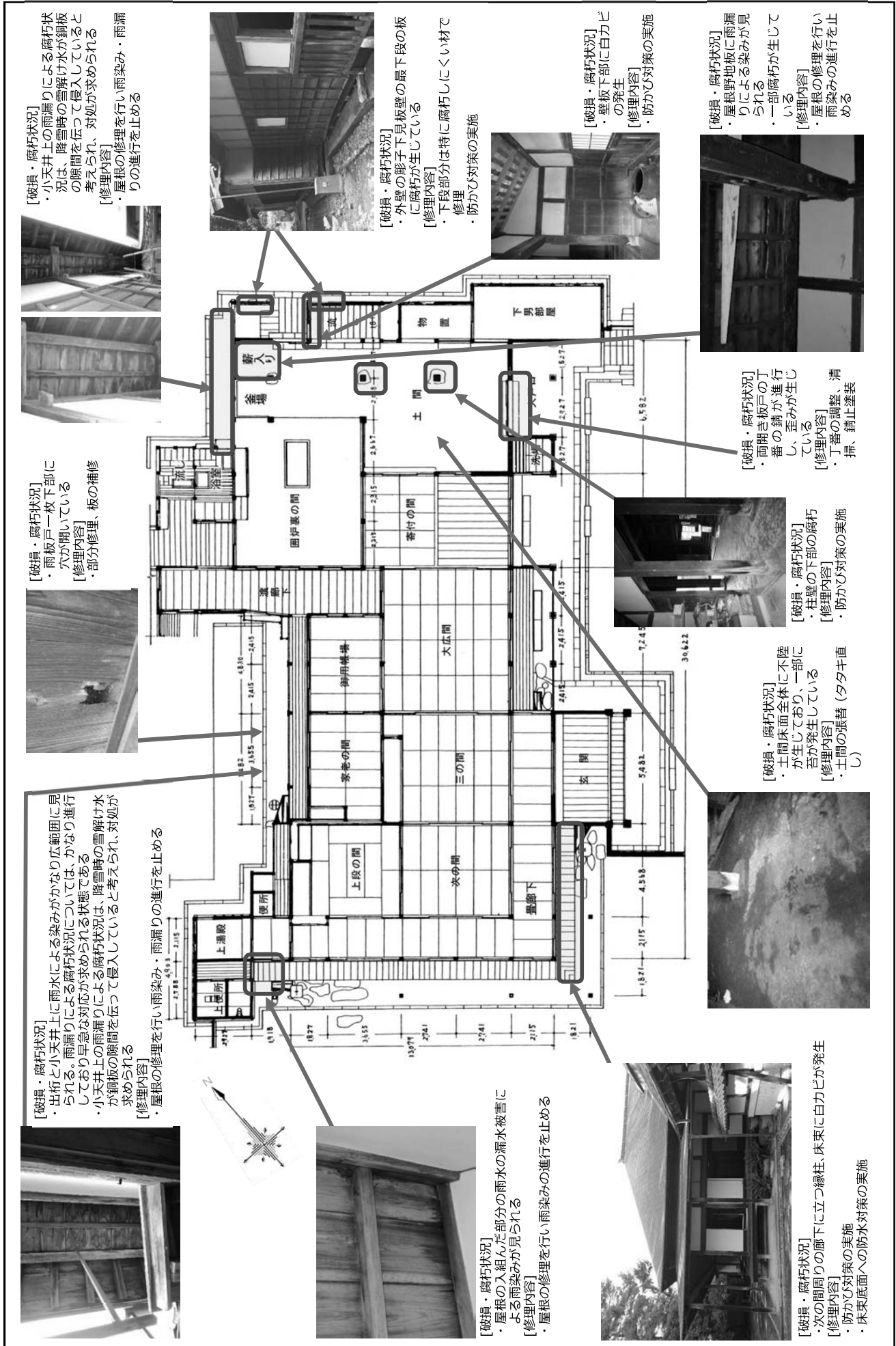


図 表座敷修理計画概観図 平面図

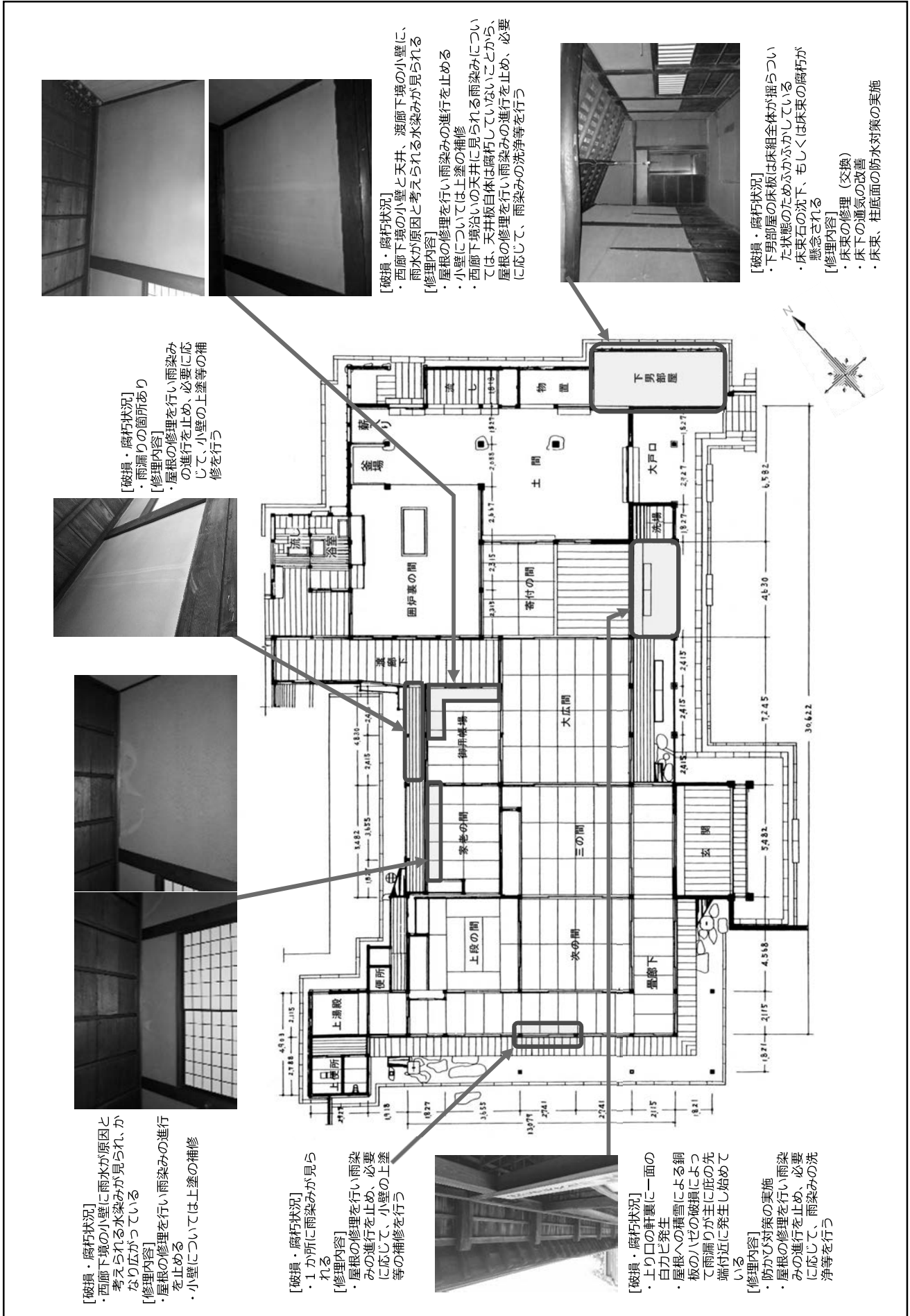


図 表座敷修理計画概要図 平面図

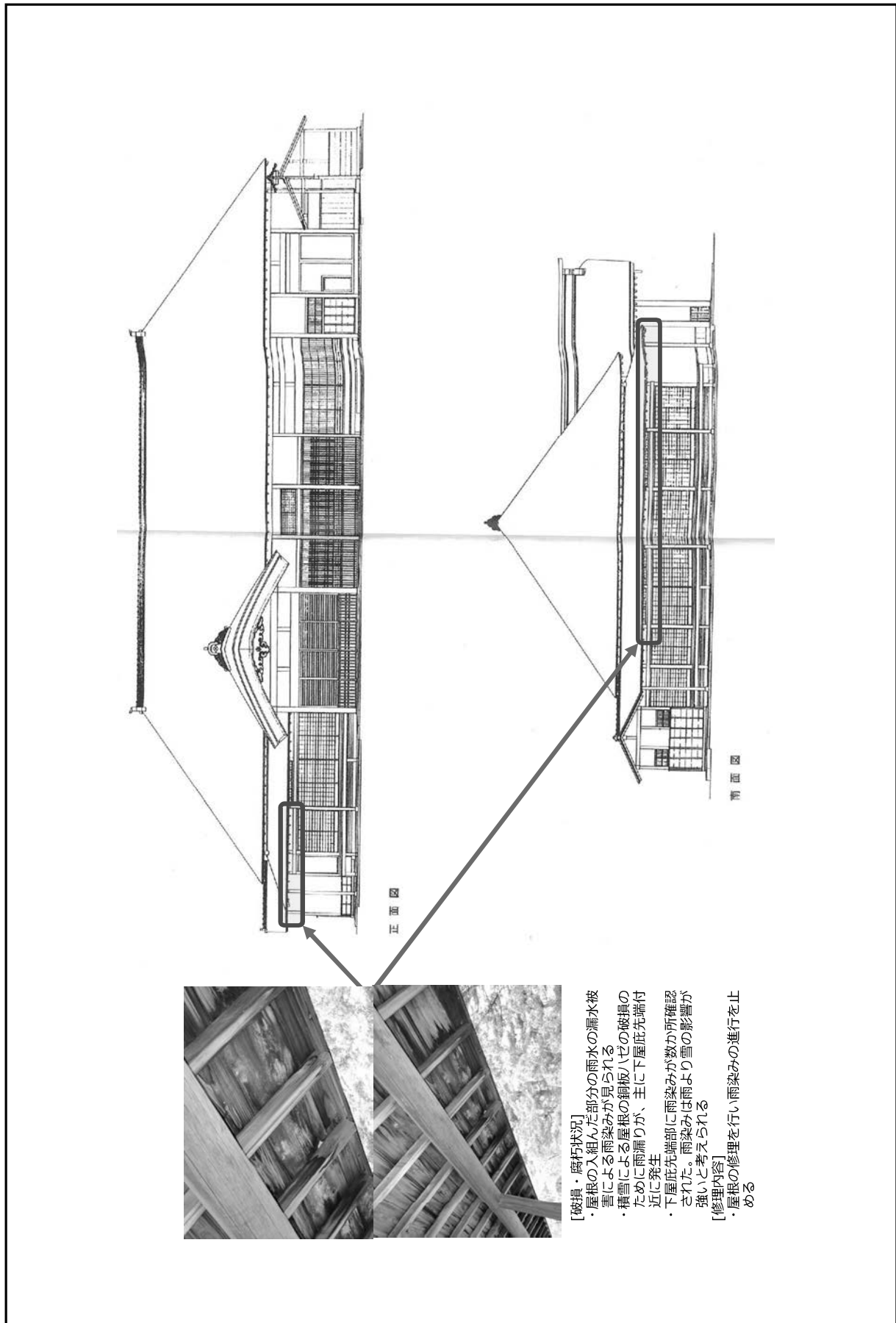


図 表座敷修理計画概要図 立面図

表 2-3 修理計画（居室部）

建造物	部分	部位	破損・腐朽の状況/修理内容	修理の緊急性	
				緊急を要する	緊急を要しない
居室部	外部(北面)	軸部	【破損・腐朽の状況】 ・中廊下の指物の虫害と腐朽 【修理内容】 ・指物の取替修理		○
		屋根	【破損・腐朽の状況】 ・雑蔵との屋根の取合い部の破損 【修理内容】 ・屋根の取合い部分の修理		○
			【破損・腐朽の状況】 ・本体屋根寄りの積雪の影響を受ける箇所、軒桁、垂木、瓦等が破損 【修理内容】 ・破損した桁、垂木、野地板の修理、瓦葺の修理等を行う ・当該箇所は積雪の影響を受けやすい場所であり、過去に複数回破損している（雪囲い方法の工夫等も必要）	○	
			【破損・腐朽の状況】 ・中廊下境の外部嵌殺の木格子戸下枠が破損している 【修理内容】 ・木格子下枠取替修理		○
		開口部	【破損・腐朽の状況】 ・北廊下境硝子雨板戸の硝子留が破損している 【修理内容】 ・硝子雨戸調整		○
			【破損・腐朽の状況】 ・北廊下雨板戸戸袋上部から戸袋内部に雨漏りが発生している 【修理内容】 ・戸袋上面水切の作り直しと防水対策の実施	○	
	外部(東面)		開口部	【破損・腐朽の状況】 ・2階座敷部硝子雨板戸複数枚の腰部の板に隙間が生じている 【修理内容】 ・腰板隙間の埋木補修	
		【破損・腐朽の状況】 ・戸袋下部に白カビが発生 【修理内容】 ・防霉対策の実施			○



建造物	部分	部位	破損・腐朽の状況/修理内容	修理の緊急性	
				緊急を要する	緊急を要しない
居室部	外部 (東面)	開口部	【破損・腐朽の状況】 ・茶の間から七畳の間にかけて、雨板戸の敷居及び鴨居に歪みが生じており、雨板戸が閉まらない 【修理内容】 ・敷居鴨居と建具の調整		○
	内部2階 (書斎)	軸部	【破損・腐朽の状況】 ・後世の建て増しの為、2階床組(梁組)の大半の梁に繋ぎ梁が用いられ、床組に均等に2階上部の荷重がかかっていないことから、不陸(不同沈下)が生じている 【修理内容】 ・耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を行うとともに、不陸を修正する	○	
		壁面	【破損・腐朽の状況】 ・ひび割れ 【修理内容】 ・耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を行うとともに、亀裂を補修する	○	
	内部2階 (化粧部屋)	軸部	※内部2階(書斎)軸部参照	○	
	内部2階 (座敷)	床面	【破損・腐朽の状況】 ・一部畳に雨染みがある。 【修理内容】 ・近年(平成22年)、屋根は修理されていることから、畳の張替等の補修を行う		○
		軸部	※内部2階(書斎)軸部参照	○	
		壁面	※内部2階(書斎)壁面参照		○
		天井	【破損・腐朽の状況】 ・一部天井板に雨染みがある。 【修理内容】 ・近年(平成22年)、屋根は修理されていることから、雨染みのある天井板の洗浄等を行う		○
	内部2階 (十畳の間)	軸部	※内部2階(書斎)軸部参照	○	
		壁面	【破損・腐朽の状況】 ・壁にひびが発生している 【修理内容】 ※内部2階(書斎)壁面参照		○
	内部2階 (北廊下)	軸部	※内部2階(書斎)軸部参照	○	
		壁面	【破損・腐朽の状況】 ・塗壁にひびが入る 【修理内容】 ※内部2階(書斎)壁面参照		○

建造物	部分	部位	破損・腐朽の状況/修理内容	修理の緊急性	
				緊急を要する	緊急を要しない
居室部	内部2階 (西廊下)	軸部	※内部2階(書斎)軸部参照	○	
		その他	【破損・腐朽の状況】 ・手摺の湾曲 【修理内容】 ・手摺の湾曲は2階軸部全体の歪みに由来することから、軸部の修理に併せて湾曲を矯正する		○
	内部2階 (東廊下)	軸部	※内部2階(書斎)軸部参照	○	
		その他	【破損・腐朽の状況】 ・手摺の湾曲 【修理内容】 ・内部2階(西廊下)その他参照		○
	内部2階 (便所)	壁面	【破損・腐朽の状況】 ・手洗いの壁に雨染みが見られる 【修理内容】 ・雨染みの洗浄等を行う		○

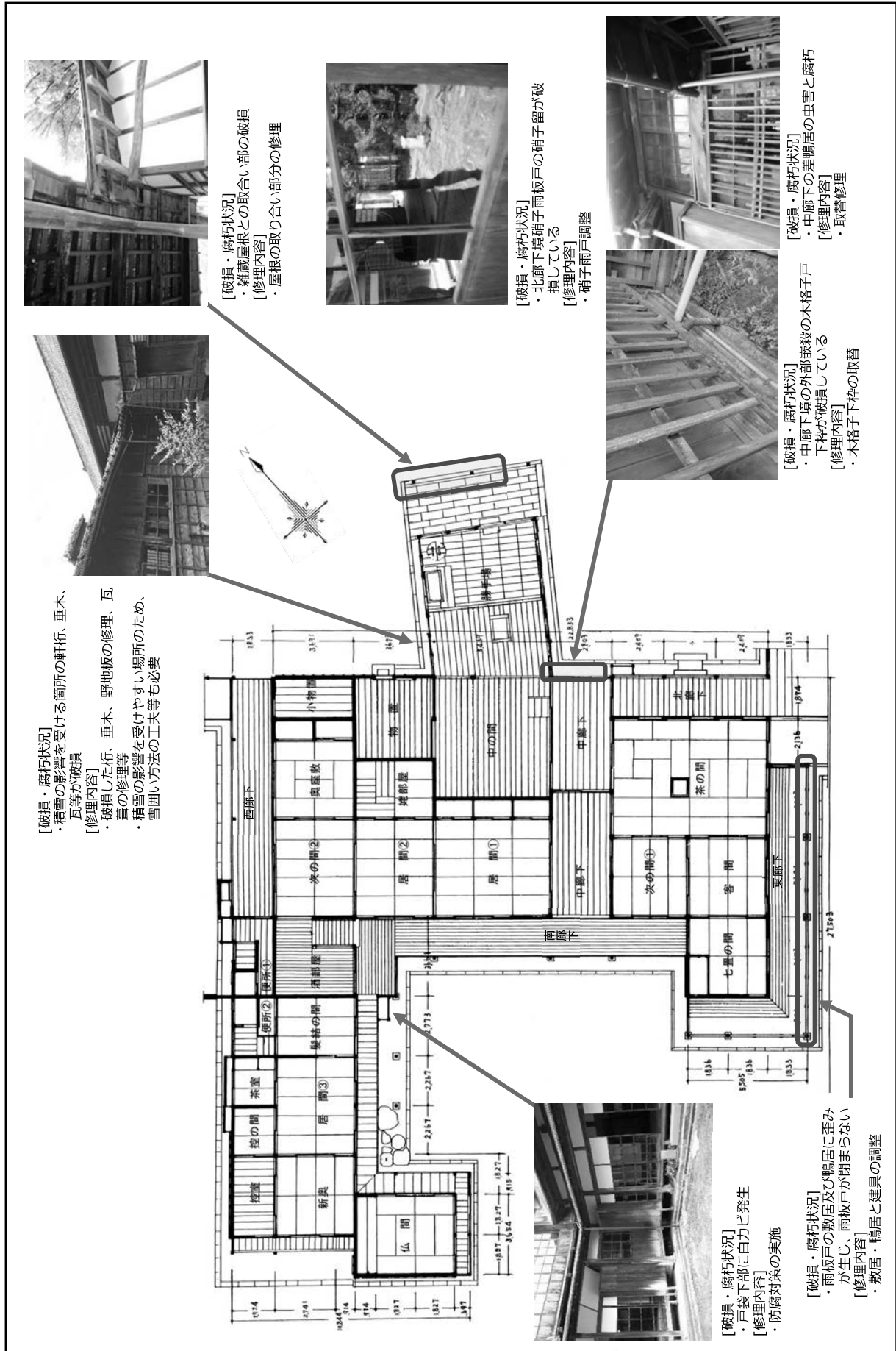


図 居室部修理計画概要図 1階平面図

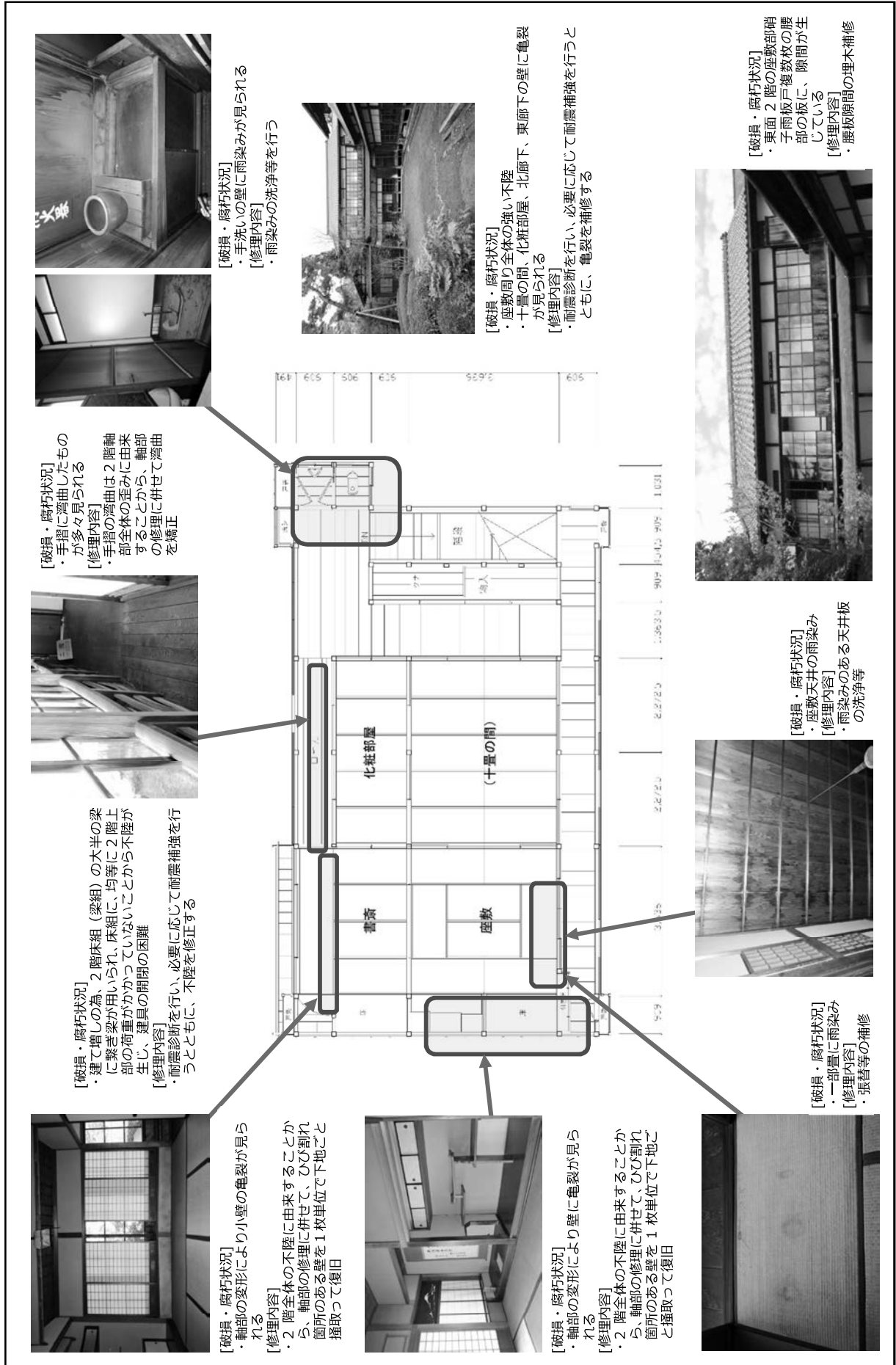


図 居間部修理計画概要図 2階平面図

表 2-4 修理計画（奥土蔵）

建造物	部分	部位	破損・腐朽の状況/修理内容	修理の緊急性	
				緊急を要する	緊急を要しない
奥土蔵	外部1階	壁面	【破損・腐朽の状況】 ・南面の窓枠の斜め下に亀裂が入っている 【修理内容】 ・亀裂箇所の補修		○
	内部2階 (蔵)	その他	【破損・腐朽の状況】 ・北側の窓の戸当たりが柱から浮いている 【修理内容】 ・戸当たりの固定		○
	内部(渡廊下)	軸部	【破損・腐朽の状況】 ・居室部との渡廊下の外壁板に白カビが発生 【修理内容】 ・防かび対策の実施		○

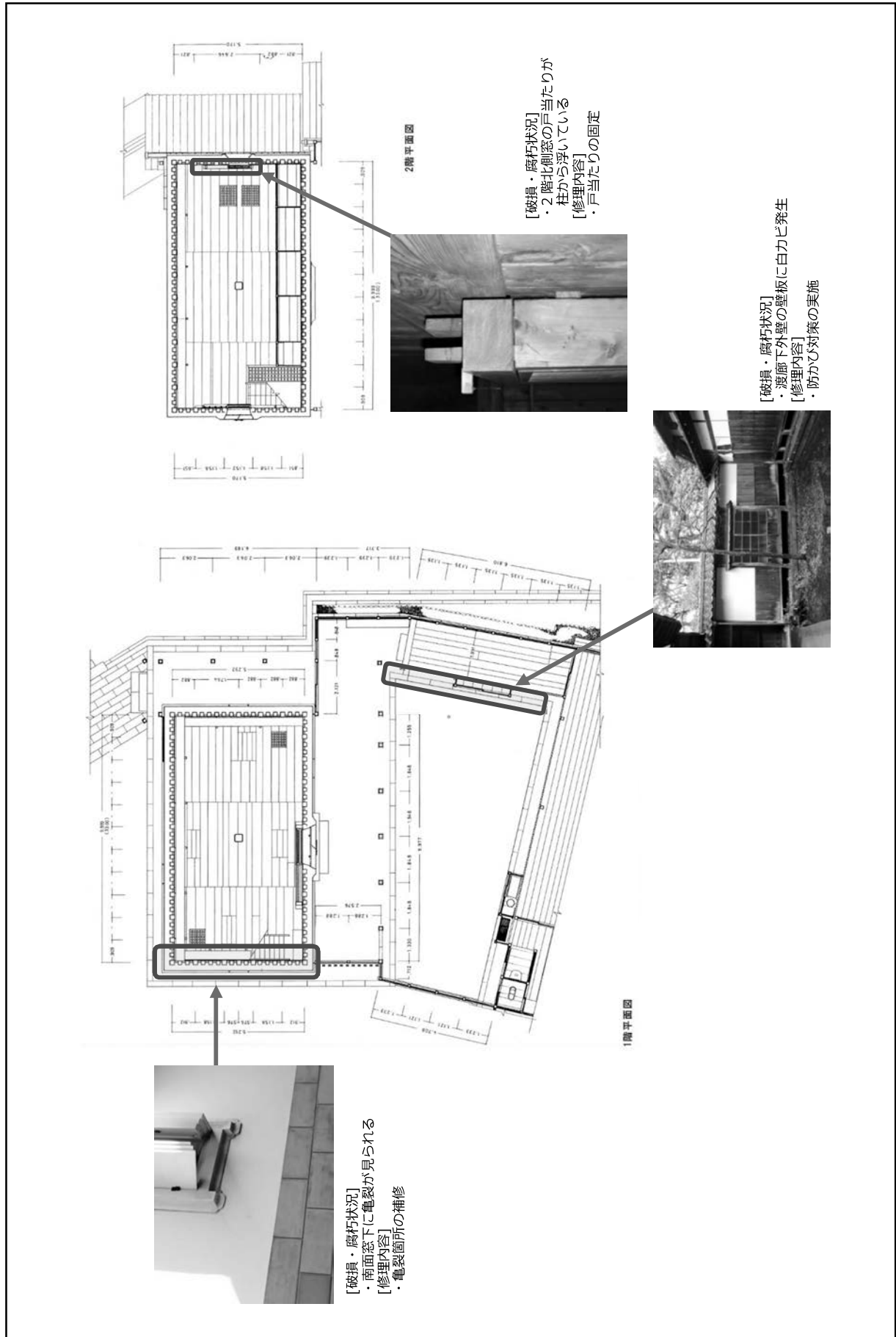


図 奥土蔵修理計画概要図 平面図



表 2-5 修理計画（雑蔵）

建造物	部分	部位	破損・腐朽の状況/修理内容	修理の緊急性	
				緊急を要する	緊急を要しない
雑蔵	外部1階 (外側)	壁面	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・南側下見板壁の最下部と水切の破損（外れかかっている） <b>【修理内容】</b> ・完全に取れてしまう前に固定する		○
		屋根	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・南東の隅部の2か所に雨漏りがあり、野地板や垂木の腐朽が著しく進行している。 ・北面の東寄り三間程度の区間で桁沿いに、降雨時に土壁が濡れることから、軒先部分で雨漏りが生じている <b>【修理内容】</b> ・近年に屋根を修理した記録がなく、破損したままと考えられることから、瓦葺の修理、腐朽した野地板、垂木の取換等を行い、大谷を挿入する。 ・南東隅の雨漏り箇所は、居室部勝手場突出部屋根との接合部で形状が入組んでおり、平時から落ち葉や枯れ枝が堆積し、降雪時も雪が溜まりやすいことから、周辺の樹木の剪定・伐採や、接合部の形状の工夫等の対応が必要	○	
			<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・出入口庇（板葺）の腐朽が進行している <b>【修理内容】</b> ・板庇の全面的取替修理		○

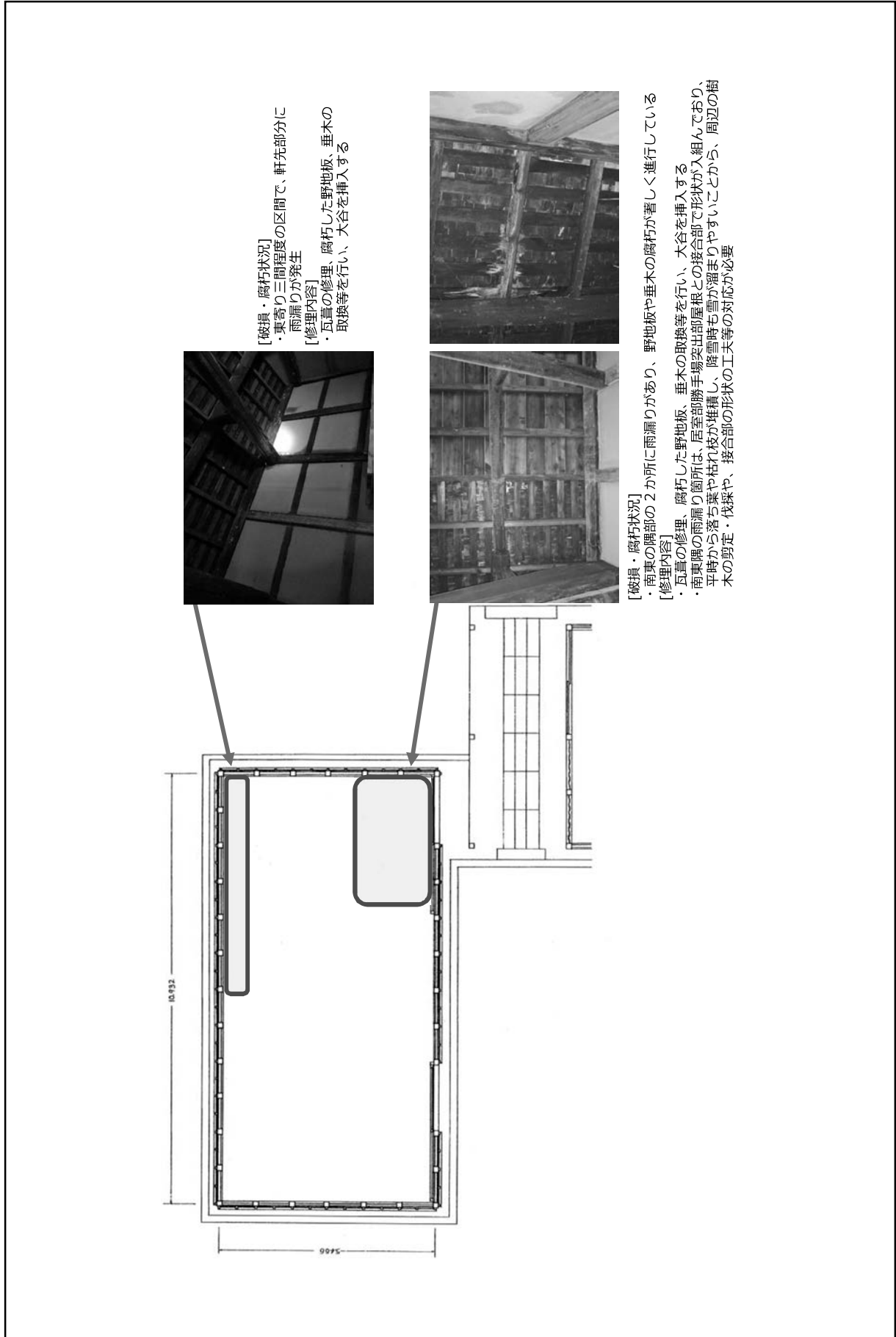


図 雑蔵修理計画概要図 平面図

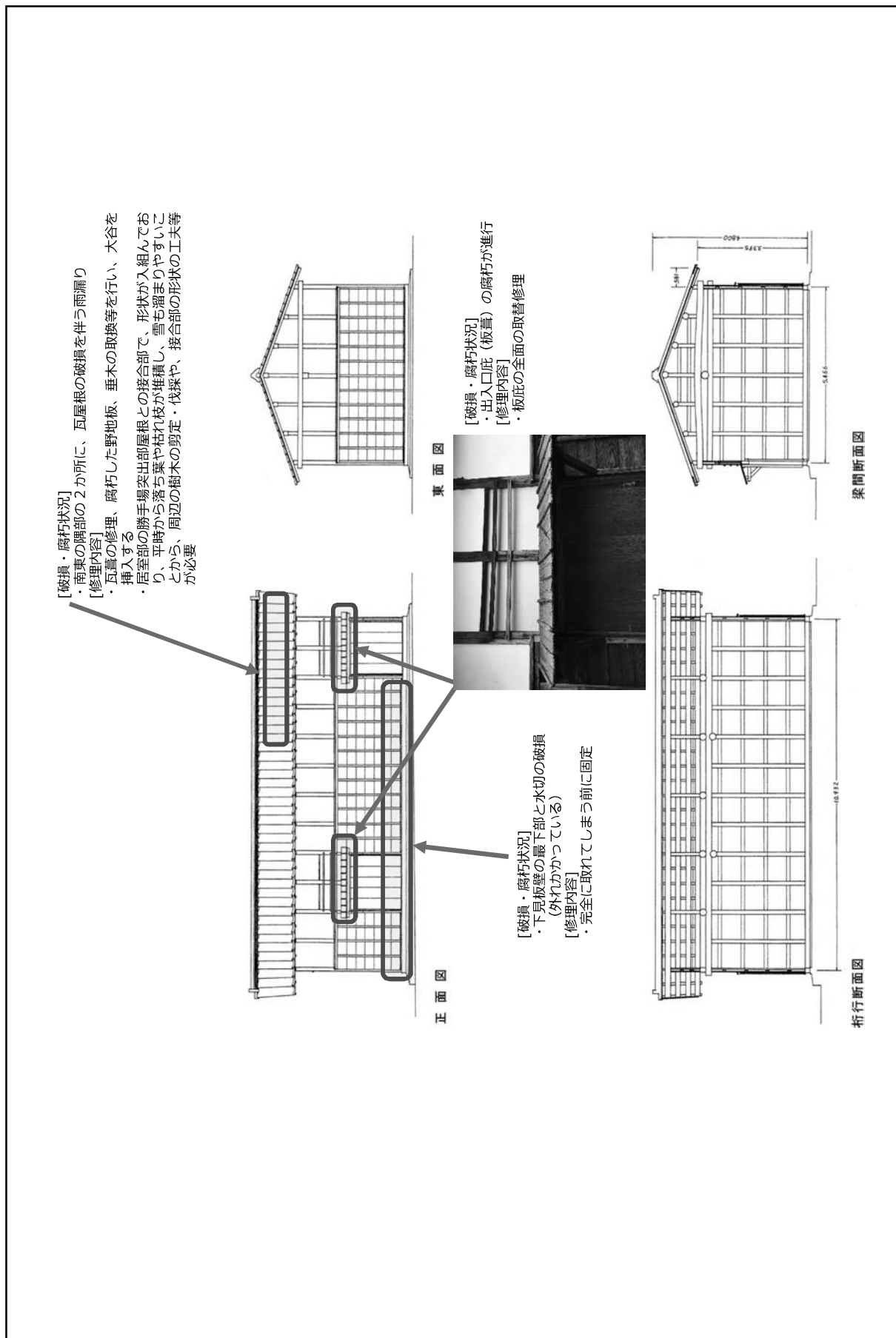


図 雑蔵修理計画概要図 立面図

表 2-6 修理計画（飯米蔵）

建造物	部分	部位	破損・腐朽の状況/修理内容	修理の緊急性	
				緊急を要する	緊急を要しない
飯米蔵	外部	壁面	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・黒漆喰塗の額縁の破損 2 か所 <b>【修理内容】</b> ・破損箇所の切り付け修理を行う		○
		その他	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・入口塗籠戸の下部に破損箇所が見られる <b>【修理内容】</b> ・破損箇所の切り付け修理を行う		○

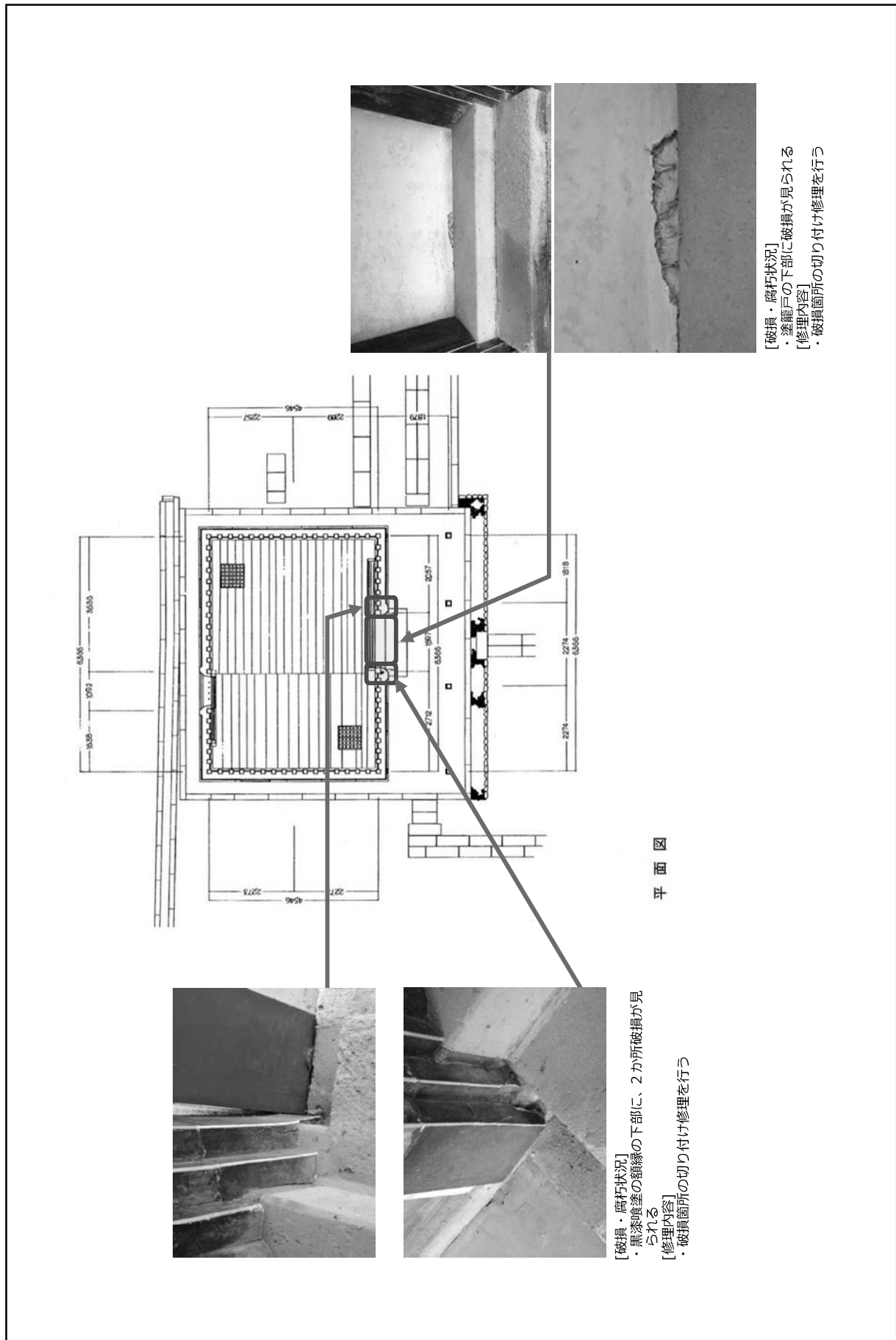


図 飯米蔵修理計画概要図 平面図

表 2-7 修理計画（三戸前口土蔵）

建造物	部分	部位	破損・腐朽の状況	修理の緊急性	
				緊急を要する	緊急を要しない
三戸前口土蔵	外部	軸部	【破損・腐朽の状況】 ・下屋柱の1本の柱下部に腐朽が見られる 【修理内容】 ・根継修理を行う	○	
		壁面	【破損・腐朽の状況】 ・南東入り隅部の腰壁（目地モルタル塗）に亀裂が隅に沿って生じている 【修理内容】 ・破損箇所の切り付け修理を行う	○	
			【破損・腐朽の状況】 ・南面壁面の東倉及び中倉接合部境界線に沿って、中倉側の白漆喰塗が浮いている ・放置するとまとまって剥離する恐れがある 【修理内容】 ・破損・剥落箇所の補修	○	
			【破損・腐朽の状況】 ・西面の白漆喰塗が一部剥落している 【修理内容】 ・剥落箇所の補修		○
		その他	【破損・腐朽の状況】 ・三戸前口土蔵と奥土蔵を接続する渡廊下の屋根（金属板葺）の金属板が全体的に錆びている 【修理内容】 ・屋根葺材の補修		○

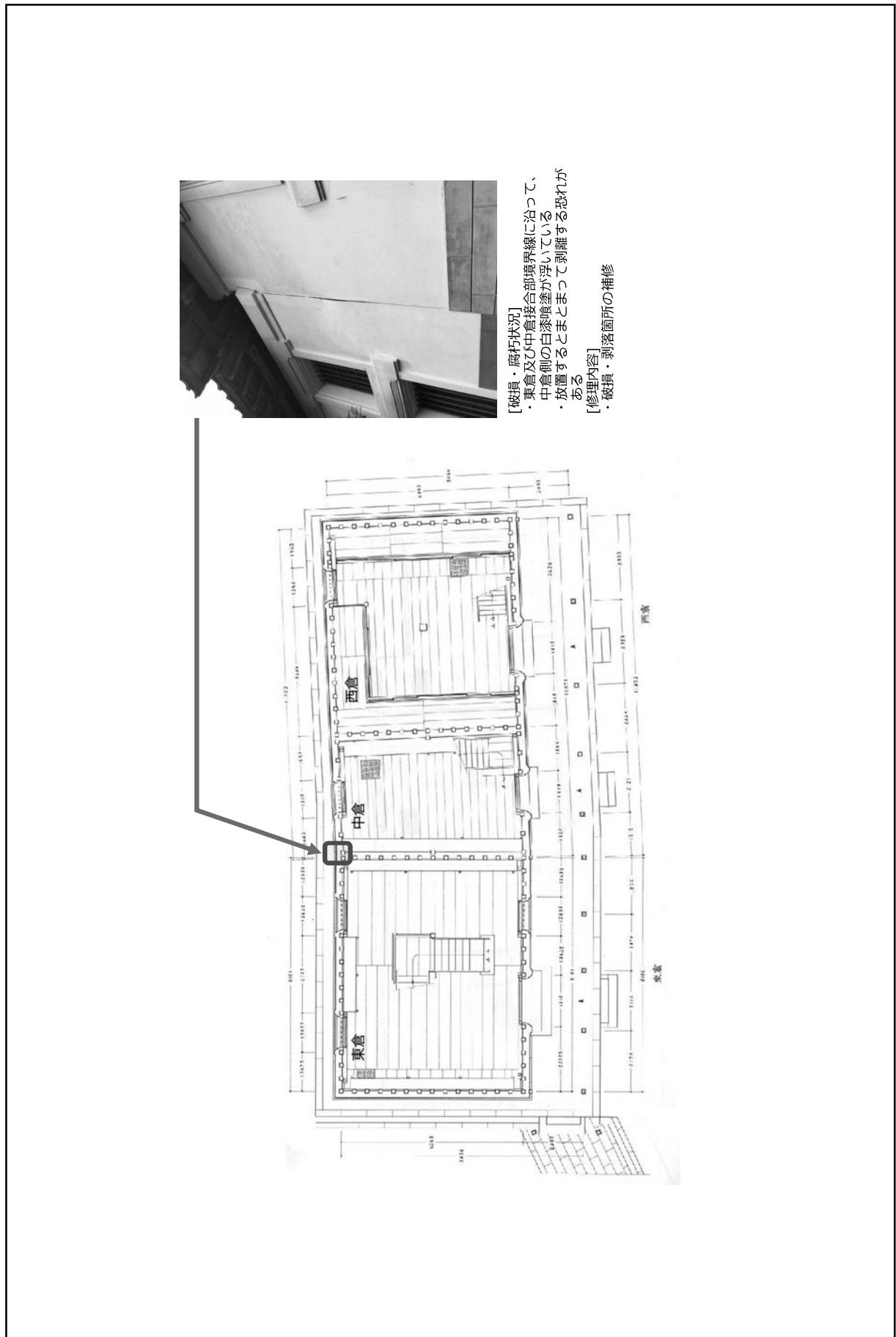


図 三戸前口土蔵修理計画概要図 1階平面図



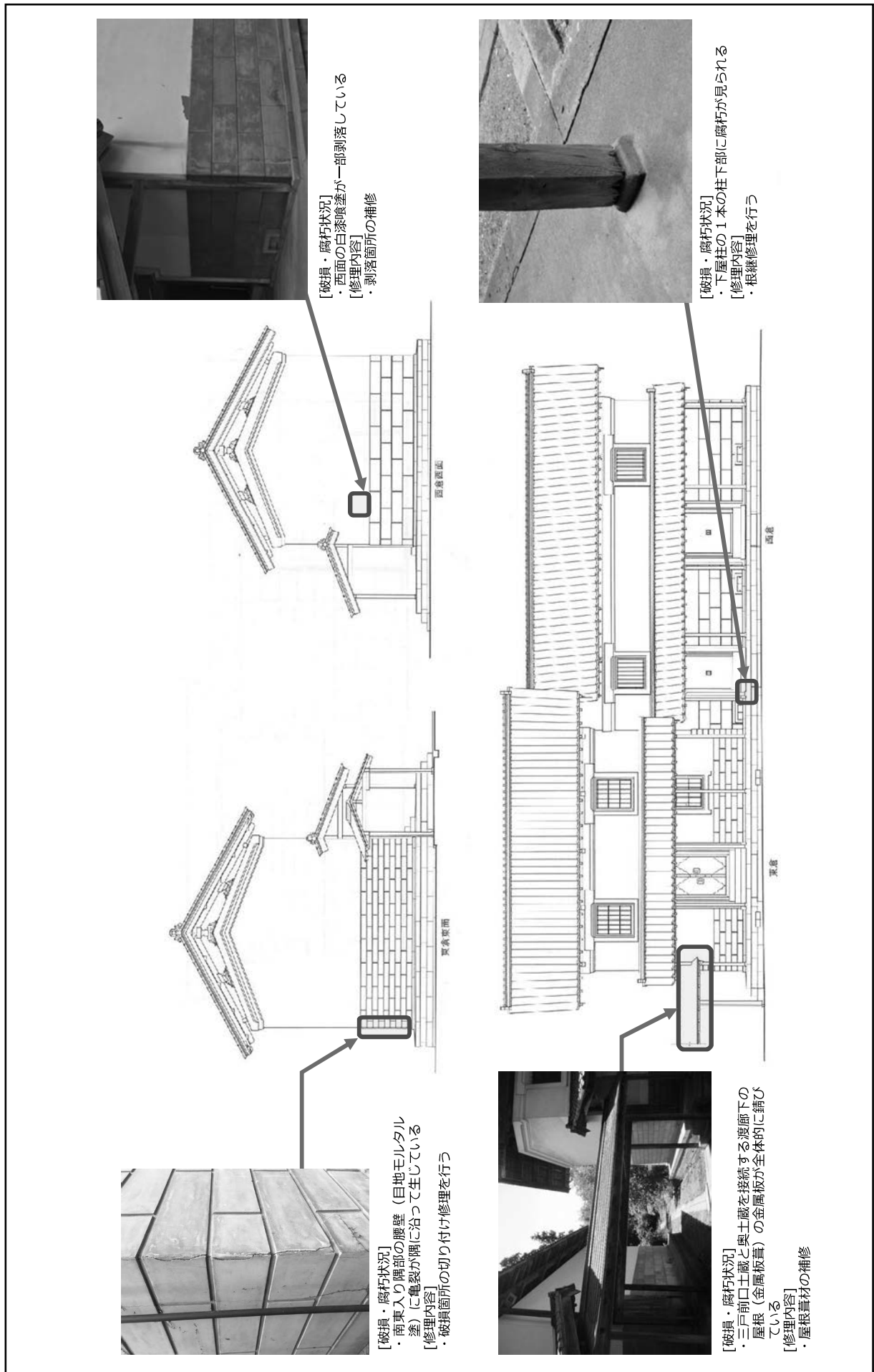
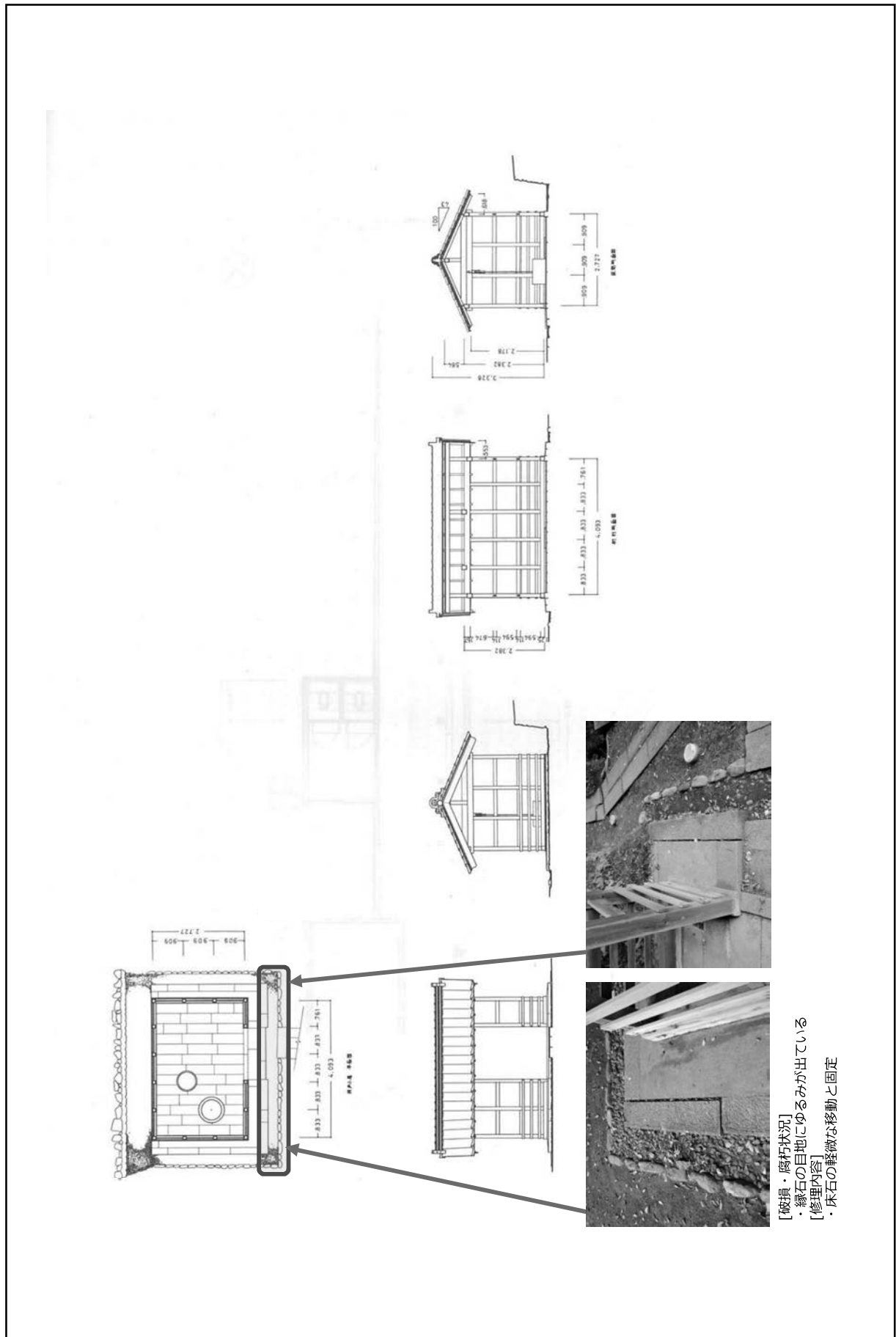


図 三戸前口土蔵修理計画概要図 立面図

表 2-8 修理計画（井戸小屋、外便所、裏門、各種塀）

建造物	部分	部位	破損・腐朽の状況	修理の緊急性	
				緊急を要する	緊急を要しない
井戸小屋	外部	その他	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・縁石の目地にゆるみが出ている <b>【修理内容】</b> ・床石の軽微な移動と固定		○
外便所	外部	壁面	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・南面の腰縦羽目板に白カビが発生している <b>【修理内容】</b> ・防かび対策の実施	○	
		屋根	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・下屋の野地板4か所に雨染みが発生している <b>【修理内容】</b> ・平成23年度に外便所屋根修理工事を行っていることから経過観察する		○
裏門	外部	軸部	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・軸部は全体的に東に約5cm以上傾いている <b>【修理内容】</b> ・建入れの修正と固定		○
		壁面	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・用水寄りの袖壁の土台の腐朽 <b>【修理内容】</b> ・土台の入替修理		○
			<b>【破損・腐朽状況】</b> ・正面から見て右側（南側）の板塀が枠から外れている。 <b>【修理内容】</b> ・土台入替、木枠の修理・固定	○	
		開口部	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・観音扉の丁番が錆びて、開閉できない <b>【修理内容】</b> ・丁番の調整		○
表門北方及び南方屋根塀	外部	軸部	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・表門北方屋根塀が全体に30cm程度後ろに倒れている <b>【修理内容】</b> ・背後の控え柱の造り替え	○	
		壁面	<b>【破損・腐朽の状況】</b> ・表門北方屋根塀の白漆喰塗壁に亀裂が入っている <b>【修理内容】</b> ・漆喰塗壁亀裂箇所補修		○

建造物	部分	部位	破損・腐朽の状況	修理の緊急性	
				緊急を要する	緊急を要しない
表門内 北方板 塀	外部	軸部	【破損・腐朽の状況】 ・軸組が揺らいでぐらぐらしている 【修理内容】 ・軸組および控え柱の仕口の調整	○	
表門北 方板塀 及び南 方板塀	外部	軸部	【破損・腐朽の状況】 ・塀の先端が左手に倒れている 【修理内容】 ・背後の控え柱の造り替え		○



[破損・腐朽状況]  
 ・縁石の目地にゆるみが出ている  
 [修理内容]  
 ・床石の軽微な移動と固定

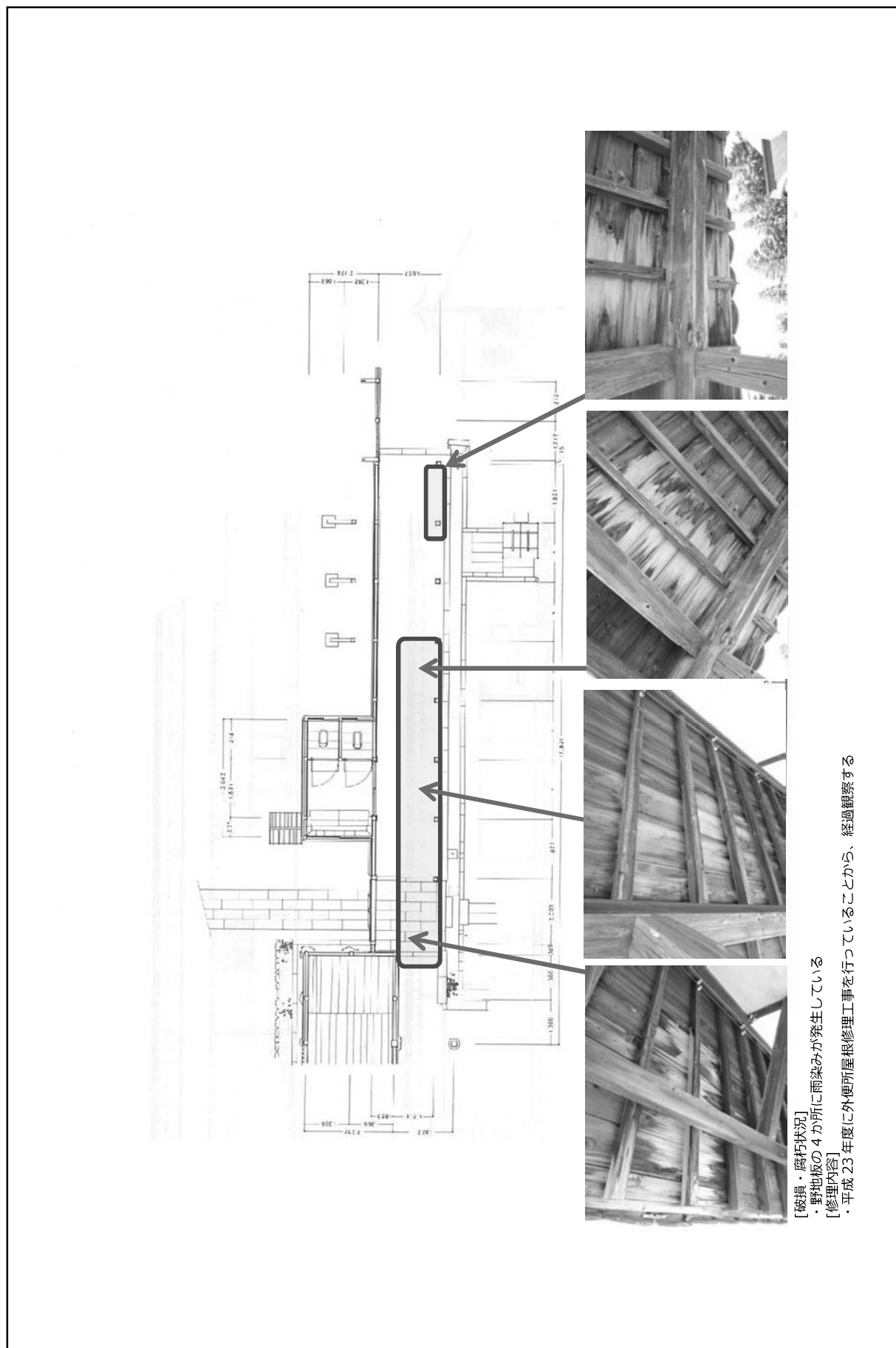


図 外便所修理計画概要図 平面図

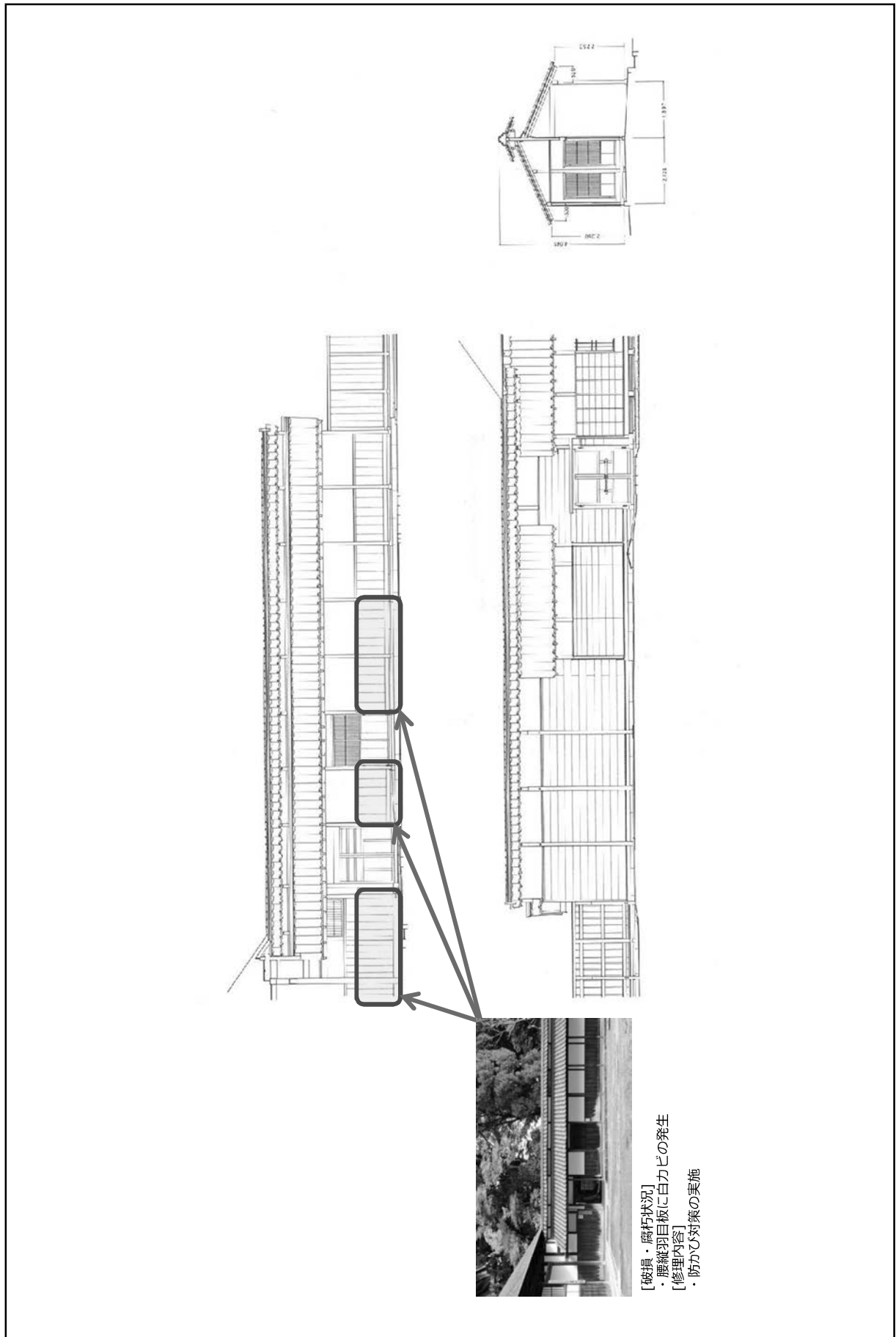


図 外便所修理計画概要図 立面図

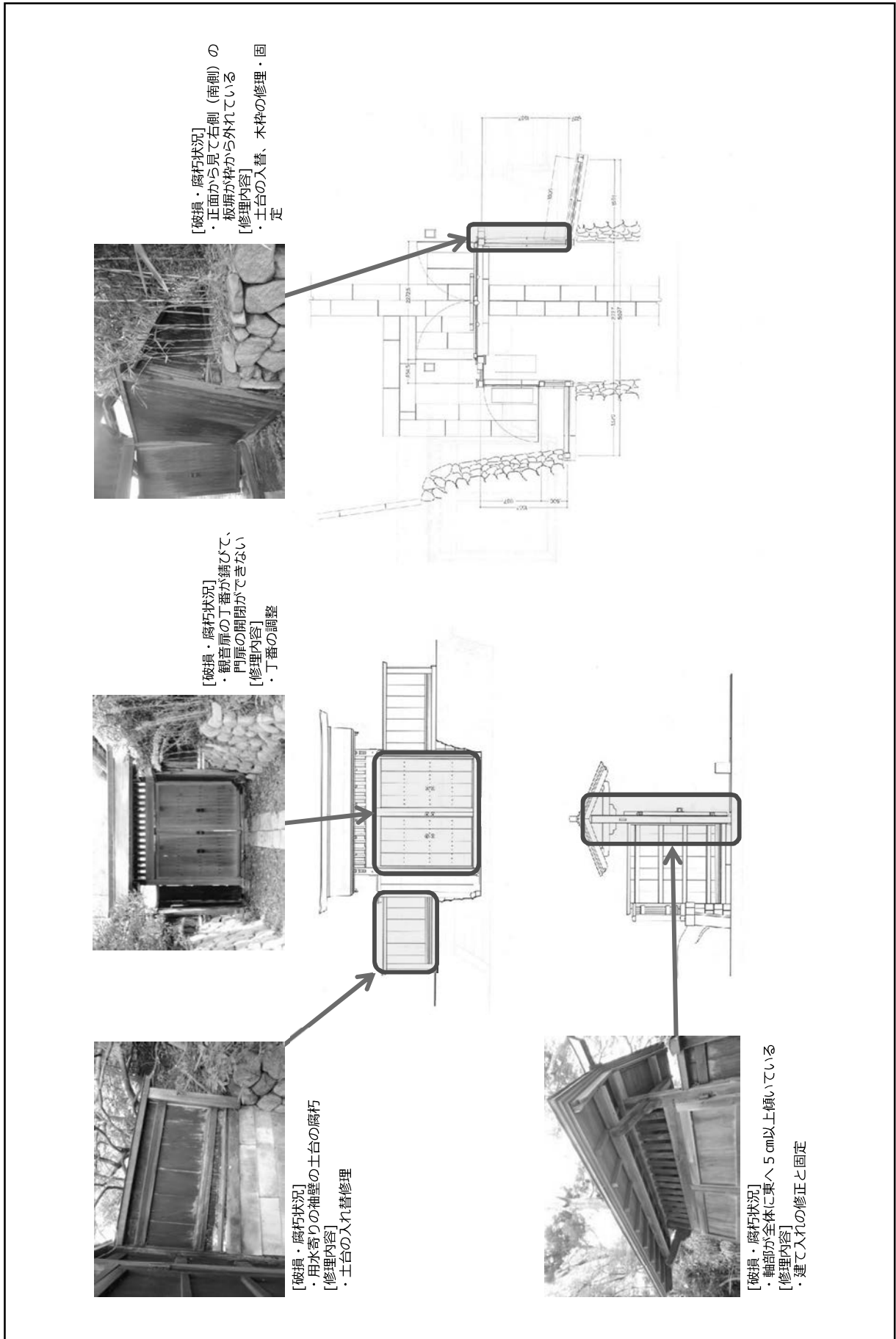


図 裏門修理計画概要図 平面図



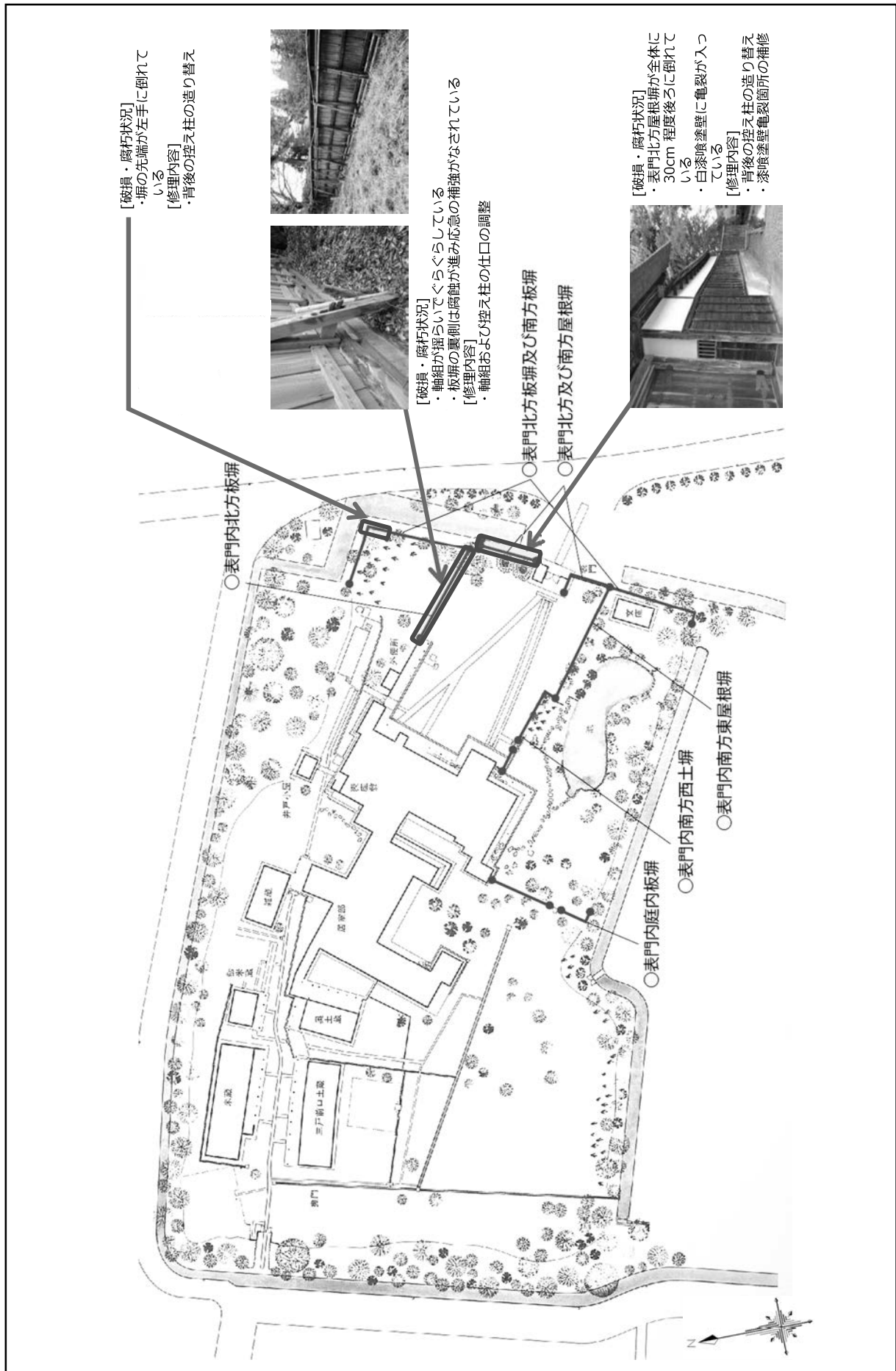


図 各種塀修理計画概要図 平面図